

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 (6) (16.1定)			
日 時	平成16年3月11日(火)	開 議	午後 2時10分
		散 会	午後 7時38分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出 席 委 員	見楚谷委員長、北野副委員長、横田・上野・大畠・菊地・吹田・ 前田・斎藤(博)・古沢・松本・高橋・斉藤(陽)・秋山 各委員		
説 明 員	助役、総務部長、財政部長、市民部長、福祉部長、環境部長、港湾 部長、小樽病院事務局長、保健所長 <div style="text-align: right;">ほか関係理事者</div>		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 <div style="margin-left: 40px;">委員長</div> <div style="margin-left: 40px;">署名員</div> <div style="margin-left: 40px;">署名員</div> <div style="text-align: right; margin-right: 40px;">書 記 記録担当</div>			

～ 会議の概要～

委員長

ただいまから、委員会を開きます。

本日の会議録署名員に、斎藤博行委員、秋山委員をご指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。

山田委員が吹田委員に、大橋委員が上野委員に、佐々木茂委員が松本委員に、山口委員が斎藤博行委員にそれぞれ交代しております。

それでは、付託案件を一括議題といたします。

この際、理事者から発言の申出がありますので、これを許します。

港湾部長

苫小牧港の食肉検疫指定につきまして、改めて説明させていただきます。

昨日の予算特別委員会におきまして、3月2日の朝、北海道から小樽市へ打診があったことについて、2日午後の横田議員の代表質問、8日の予算特別委員会で説明がなかったことについてであります。昨日の予算特別委員会の冒頭に報告させていただきましたように、打診の内容につきましては、あくまでも北海道の基本方針は、経済物流の実態に即し、要件を満たしている港については、全道的観点から門戸を広げるとの考えであります。しかしながら、北海道としては、これまでの経過を踏まえ、1年程度延期し、小樽市側の合意を得ながら進めていきたいとの申入れでありました。

北海道としては、あくまでも小樽市側の意向を確認した上で、苫小牧港や国との協議に入るという微妙な交渉問題でありましたので、北海道の交渉内容を見守る必要があり、説明できる状況にはなかったものであります。本来であれば、横田議員の代表質問に対し、説明できなかった理由を議会の各会派に報告し、ご理解をいただくことが必要でした。これが説明できなかったことにつきましては、まことに申しわけなく思っております。

助役

苫小牧港の食肉検疫指定について、報告させていただきます。

昨日、予算特別委員会理事会終了後の夜7時に、北海道から小樽市に対して、最終的な回答がございました。その内容は、国に対して、3月11日、本日でございますが、苫小牧港の検疫指定要請を北海道の責任において、取り下げる手続を行うというものでありましたので、報告いたします。

委員長

この際、理事者に対しまして、委員長から一言申し上げます。

ただいま、港湾部長から食肉検疫の苫小牧港指定に関しまして、3月2日の本会議対応等の経過を含め、理事者側の当時の考え方等につきまして、改めて説明があったわけであります。それにつきましては、一定の理解を示すところでありますが、昨日の委員会散会後に開催されました理事会では、なぜ3月2日の午前中に北海道から打診があったことを、同日午後に行われた横田議員の代表質問に対する答弁の中で、一言も言及しなかったのか。また、各会派に直ちに報告がなかったのかという疑問については、昨日の当委員会における各委員の質問に対しても、明確な説明がなかったという指摘が各会派からありました。

本会議及び当委員会における答弁並びに議会各会派への説明等につきましては、委員長といたしましても、言葉足らずの点や配慮に欠けた点があったことは、否めないと感じております。

この検疫指定の問題につきましては、過去にも同様の動きがあり、その都度、市と議会が協力して阻止してきた経緯もありますが、このたびの動きにつきましても、本来であれば、早めに情報を把握し、具体的な行動をするべきであったと思います。その点に関しては、危機感が薄かったのではないかと言わざるをえません。小樽港の将来にかかわるような重大な問題であり、今後、議会への対応につきましては、じゅうにぶんに配慮するよう、強く申し

上げるところでございます。

助役

ただいま、委員長からご指摘がありました。確かに議会の対応について、ふじゅうぶんな部分がありましたことにつきましては、たいへん申しわけないと思っております。今後、そのようなことがないように、じゅうぶんに留意してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

委員長

ここで、若干質疑等の時間をとりたいと思います。

苦小牧港の食肉検疫指定について

北野委員

ただいま、助役と港湾部長から報告があったわけですが、まず最初に、港湾部長の話で北海道としては、これまでの経過を踏まえ、1年程度延期し、小樽市側の合意を得ながら進めていきたいとの申入れであると。これで、小樽市は合意をしたわけですね。ところが、昨日も指摘をしていますが、道新の苦小牧版の記事では、北海道によれば、小樽側は1年の猶予期間を設けることで納得、2005年度から苦小牧港を指定する手続に反対しないことを約束したことから一度取り下げ、要請し直すということを決めたとあるのです。

そうすると、一般的に今の部長の話と新聞報道を総合すれば、1年後、苦小牧港が自動的に指定港になるというように理解するのが当然だと思うのですが、私はそういうことでは納得できないのですが、いったいこういう報道とあなたの説明との関係で、受け取る側は、今、指摘したとおりの受け止めになると思うのですが、このことはどういうことを意味するのですか。

港湾部長

新聞報道の件ですけれども、我々はあくまでも、道と小樽市との話合いで正式な回答を待っている立場ということとございまして、ですから、どういう取材相手か、その辺は時間的な差があるかもしれません。わかりません。ただ、私どもは今後の苦小牧港の指定については、道としても関係港との調整を図りながら進めていく考えだということが示されているところなのです。当然、私どもといたしましても、今後のこの指定要請の関係につきましては、時期を見ながら、話合いを行っていくという場面もあるだろうと思っているところであります。

この1年の問題でありますけれども、確かに道からはそういう打診がありました。私どもは、そもそも国に対しては、せめて二、三年は猶予期間はいただきたいのだと、強くこれは要望したところでございます。ところが、今回、道としては、北海道の責任において、関係港との、特に小樽市への事前のじゅうぶんな説明がなされていないという非を認めた上で、今回の打診に至ったわけですけれども、そもそも北海道の基本方針、先ほど報告させていただきましたけれども、経済物流の実態に即して、要件を満たしているところは、全国的な観点から門戸を広げるのだと、これは繰り返しになりますけれども、こういう道側の現在の考え方、そして国においてもそういう観点に立っているという状況がありまして、なかなか未来永ごうに小樽サイドとしては、もう常に反対だと、今後もそういうことはなかなか難しいだろうと、そういうぎりぎりの場面でございまして、そこに限り、国に要望した関係者の皆さんも、一、二年程度の延期はやむなしと、こういうことになったところでございます。

北野委員

話はわかるのです。同意したということではないです。しかし、国のそういう流れ、北海道の規制緩和の流れを是とした上で、小樽市は1年あるいは2年ないし3年あれば、仮に苦小牧港が食肉検疫の指定港になっても大丈夫だという根拠を説明してください。

港湾部長

私どもの今後の対応につきましては、これも何度も答弁させていただいておりますけれども、何と申しましても、

現在就航している小樽・中国定期コンテナ航路、これを活用して、輸入食肉の小樽港揚げを実現できるように、官民一体となって関係各社に精力的に働きかけていくと。そのための時間的余裕は欲しいという趣旨でございます。

北野委員

そうすると、中国航路が新聞報道にあるとおり、神原汽船が釜山でやっているのを上海で積み替えて、直接小樽港に持ってくると。そういうことができれば、苫小牧が指定港になっても、影響を受けないという理由を説明してください。

港湾部長

まず、先ほども関係各社に働きかけると申しました。この中身につきまして、もちろん、今、神原汽船さんもありますし、現在就航している別の船会社もあります。もとより、輸入商社の考え方も小樽港揚げについては問題ないのだと、支障がないのだというようなこともお聞きしているわけです。ですから、そういった観点からすれば、今、実際にニュージーランド、オーストラリアから来るものを、上海で積み替えて、直接小樽港に持ってこれるという、これは今、船主と話し合いを精力的に進めているわけでありまして。決して実現不可能ではないというふうに、今私どもは思っていますし、当然実現できるよう最大限の努力を払っていかねばならないと、こういうことでございます。

北野委員

さらに、仮にそういうことが実現して、しかし一方では、1年後になるか、二、三年後になるか、苫小牧港が指定港になるわけです。そうすれば、皆さん方が心配されているように、苫小牧周辺に近代的な冷蔵庫、冷凍庫がどんどん建てられていった場合に、いわゆる商社あるいは荷主、流通関係の業者によって、上海で積み替えたものを小樽に入れるより、苫小牧に入れた方がいいというふうになる心配はないのかということについては、いかがですか。

港湾部長

今、あくまでも仮定でお話しされてたと思いますけれども、我々としては、小樽港揚げ実現に向けて、何度も繰り返しますけれども、これは精力的に、関係各企業と綿密にお話ししまして。

北野委員

それはいいですから。それは仮に実現しても。

港湾部長

ただ、その危ぐというのは、今から私どもが持つ必要はないと思っていますし、あくまでも小樽港に最大限貨物を持ってくると、この努力が何よりも一番当然重要で必要なことだと、こういうふうに考えております。

北野委員

私の聞いていることに答えてください。仮に、神原汽船、その他の努力で、上海で積み替えて、小樽港に持ってくるということが実現しても、一方では苫小牧港が指定港になると。そうすると、今でさえ、苫小牧に相当な量が入っているわけですから、そして、周辺にあなた方が一番恐れている冷凍庫、冷蔵庫がどんどん建てていった場合に、中国から小樽港に入ってくるのを、苫小牧経由にされる心配はないのかということを知っているのです。かみ合って答えてください。

港湾部長

今回の道や国に対する要請の中でも、苫小牧港が将来的に食肉の指定港となれば、現状の物流経路というのは、これは貨物動向、経済情勢によって、非常に多分に変化するものでありますから、何とも申し上げられませんが、やはり考えられるとすれば、流通ルート、流通経路が変わる可能性ということは、当然ありうるだろうと、これはわかりません。ですけれども、やはり将来的に苫小牧の周辺、背後地、この辺は広大な土地がありますので、当然、冷蔵倉庫が立地するということになれば、ゆくゆくは市内の冷凍業界も含め、影響は大きいと、こういうこ

とは要請の中でも付け加えありました。ですからそういった可能性がありますので、阻止したいということも、一部、一方ではあるわけでございます。ただ、未来永ごうに常に地域の関係者の考えだけで反対、反対と、要するに経済原則がどうしても働きますので、この辺についての兼ね合いは非常に難しいだろうということでもあります。

北野委員

私は、そういう考えが初めから、白旗をあげる根拠になっているから、そういうことはうまくないと言って、注意しているのです。けっきょく港湾部長の任期だって、退職まで未来永ごう、港湾部長ではないのです。春の人事異動でどこに行くかわからないのです、市長の判断一つで。だから、今、そういうことを乗り切れればもういいというような態度で臨まれたら困るのです。将来の小樽港を考えれば、今、国や北海道が進めている港湾貨物は、道東の方、太平洋側は苫小牧一極集中、日本海側は石狩湾新港一極集中、こういうことについて、市長も警戒の念を絶えず述べているのですから、指定港を認めることは、そういうことに手をかすことになるのです。今で何の不都合もないのですから、あなた方はもう返事してしまったのだから、これは私どもは同意できませんけれども、1年間の間に指定港を苫小牧にやるということ認めないという立場で臨まないと、業者は小樽は危ないと思ったら、余裕のある業者は、先取りして苫小牧周辺に冷凍庫を建設すればいいのですから。すると、小樽の港はどうなりますか。

主幹に伺うけれども、昨日指摘した5社、六つの冷蔵庫、最大許容量は何トンですか。

(港湾) 港湾振興室横山主幹

まず、ニチレイの小樽物流サービスセンターにおきましては1万500トン、北海道定温冷蔵株式会社におきましては3,814トン、北日本冷蔵製氷におきましては2,610トン、大同倉庫におきましては1万1,472トン、小樽冷蔵におきましては3,525トン、合計3万1,921トンになります。

北野委員

けっきょく3万2,000トンの許容量があるのに、今、六、七千トンしか入っていないのでしょうか。その他の冷蔵食品もありますから、マトンがすべてとは言いません。しかし、こういうのが小樽の業者が苫小牧港が指定港になったら、流通関係業者、荷主の関係でそちらに移されるかわからないから、先取りしてそちらに行ってしまうたら、小樽港の扱い分がなくなってしまうわけでしょう。けっきょく、あなたの態度は苫小牧一極集中に力のかすということに根本的にはなるのです。そうしたら、小樽港はどうなるのですか。そういうことにならないように、北海道の均衡ある発展ということを知事だって、こういうときに言わざるをえないわけですから、北海道にその基本点を守らせると。なぜそういう立場に立てないのですか。

港湾部長

先ほども答弁させていただきましたけれども、私どもはまず何よりも、このコンテナ航路を活用して、そしてこの小樽港揚げを実現させるのだということで、今、5社の名前が挙がりましたけれども、市内のこの冷凍事業業界の皆さんも、どういう戦略で行くかと。そして、実際に輸入商社や、輸入ルートのことを、非常に勉強して、早急に実になるような形に持っていかうと。今、一致団結して、関係者と協議を始めましたので、ですから、今すぐ直ちにどうなのだというのではなく、そういうことを実現に向けて始めましたので、少し見守っていただきたいなど。

苫小牧港の問題につきましては、来年度、また改めて道の指定という考えが示されるのでしょうかけれども、あくまでも先ほど申しましたように、道としても、関係港と調整を図ってやっていくのだということを示さなければいけませんので、私どもといたしましても、機会を見ながら、時期を見ながら、こういう今後のことについても話し合っていくという考えは、当然持っているところです。

北野委員

港湾部に伺いますが、六、七千トンのマトンが直接外国から、今、小樽港に入っていると。その船舶の入港料、係船料、いわゆる使用料・手数料関係、給水の水道料金も含めて、幾らになりますか。

(港湾)港政課長

ただいま、資料を持ち合わせていないので、今、この場で答えることはできないのですが、後で答えたいと思います。

北野委員

小樽港への影響なのだから、そういうことはちゃんと計算しておいてください。当然、議会から出る質問ということは予想できるでしょう。フェリーのときだって、入港料、係船料、その他で6,000万円以上、影響が出るということをちゃんと答えたでしょう。なぜ、今回は答えられないの。

港湾部長

たいへん申しわけありません。持ち合わせておりませんので、後ほど提示させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

北野委員

これで最後ですが、この際申し上げておきますけれども、市長は道からの打診を受けて、要請に行った方々と協議して返事をする。だから、3月2日の午前9時は、即答できなかったのだと、そう説明していますよね。ところが、議会に対しては、あなた方、サボったのだから、それで今、問題になっているのです。だから、今後こういう問題があったときに、関係業者とだけ話してオーケーと。業者は小樽港のことはともかく、自分の営業が土台なので、その営業に、土台に影響のない、そういう手を打っておけば、小樽から苫小牧にシフトされても、何の影響もないのです。だから、業界の方々の話だけ聞いて、いいということになれば、残るのは小樽港に貨物が入らないと、こういう事実だけが残されるのです。こういうことになれば困るから、私どもは関係者と話しをするというのであれば、議会の意向もきちんと聞くということを必ずやれというのは、そこに意味があるわけです。

港湾の問題については、今まで議会の意向を無視して、理事者がかってに石狩湾新港の建設のきっかけも、全部議会に報告しないで、かってに時の市長や理事者が返事してきた。そこが一番問題なので、そういう体質を改めていただきたいということを述べているわけです。これについては、部長ではなくて、助役の方で答えていただきたい。

助役

今、お話がありましたように、今回の件について、じゅうぶんな配慮がなかったということに対しては、先ほど報告してございますけれども、今後におきましては、議会の皆様の意見をじゅうぶんにお聞きしながら、対応をしていきたいと考えております。

委員長

あと、よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時33分

再開 午後2時50分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

この際、委員の交代がありますので、お知らせします。

古沢委員が菊地委員に、高橋委員が斉藤陽一良委員に交代いたしております。

これより、厚生常任委員会所管事項にかかわる質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、民主党・市民連合、共産党、自民党、公明党、市民クラブ、れいめいの会の順といたします。

民主党・市民連合。

斎藤(博)委員

それでは、早速質問をさせていただきたいと思います。

まず、市民部にお伺いしたいと思います。

町名変更について

現在、開発を進めております望洋台の奥の方の町名変更、新しいまち、街区をつくる事業についてお尋ねしたいと思います。

漏れ聞くところによりますと、望洋台3丁目から先の方、ずっと延長していきますと、潮見台から天神に向かう方の地域について、町名の変更並びに住居表示の変更があると聞いているわけですが、このことについて、現時点での市民部、小樽市としての考えを聞かせていただきたいと思います。

(市民) 戸籍住民課長

ご質問の件でありますけれども、望洋台ニュータウンの3工区の一帯4工区寄りの部分、工区名でいいますと、3号2工区であります、合わせますと、21.9ヘクタールほどの地区になるということでありまして、地区名で申しますと、朝里川温泉1丁目の一部、桜5丁目の一部、潮見台3、4丁目の一部を取り込んで、望洋台3丁目の拡幅部分と望洋台4丁目の新設部分に分けて、町名の変更を考えてございます。もともとございます小樽市東南地域開発基本計画に基づいてのニュータウンの造成でありまして、その計画の進ちょく状況に整合させるような格好で進めてまいりたいという考えでございます。

斎藤(博)委員

私の知っている範囲で言いますと、小樽市で新しい町名をつくるというのは、20数年ぶりの事業だと理解しているわけでありまして。その前にできたのが、望洋台1丁目、2丁目、3丁目だと思いますから、20数年ぶりに小樽に新しい町名を持つ地域がつけられるということは、小樽市の長期的なまちづくりの中では、非常に重要な問題でないかと理解をしているわけなのです。桜から朝里川温泉、さらには望洋台にかけて、その先には天神まであるような地域の町名の変更ということ、今、計画しているという話ですので、小樽市の将来的なビジョンとの兼ね合いで、こういった設計をされているのかを話していただきたいと思います。

(市民) 戸籍住民課長

そのことになりまして、私も町名の変更と、その後、街区に分けて住居表示をしていくという担当でございますので、まちづくりそのものについては、なかなかうまく述べることはできないのですが、3工区、続いて4工区と延びて、望洋パークタウン全体約297ヘクタールの地区が完成することになりますと、小樽市の人口増にも非常につながる施策事業であると認識しておりますので、そういったことを踏まえながら、市民部としても対応してまいりたいと考えてございます。

斎藤(博)委員

住居表示の町名変更を行う所管としての戸籍住民課の仕事としては、おっしゃるとおりで、基本的にはいいのだと思うわけなのですが、私が今聞きたいのは、小樽市のまちづくりの中で、常識的な流れとしては、その望洋台1丁目、2丁目、3丁目があるわけですから、そこに新しい町名をつくらなければならないわけです。それは、議会の議決事項ですし、国に報告しなければならない。小樽市にこういうまちが出来ましたよという、壮大な仕事だと理解しているわけでありまして。

そういう意味で小樽市の全体的なまちづくりの計画の中で、どのようにあの地域のまちづくりを進めようと考えているかというのを、基本設計をした上で、それでまず、例えば望洋台4丁目というまちをつくるだとか、さらには5丁目というまちを考えていくのだとか、この際、全く違う町名を審議会が何かをつくって、つくっていく。そういったことも、みんなこれから議論して、決めていかなければならない部分があると思うわけです。自動的に3丁目があるから4丁目であるということではなくて、どうしてそうなのかも含めて考えていかなければならない問題だと思っているわけなのです。そういった意味で、全庁的なこの問題に対する取組、体制というのが非常に大事でないのかなと思うわけなのですが、当然、小樽のまちをどういうふうにつくっていき、そこをどういうふうに町名変更するかということに関しては、市民部だけではなくて、例えば企画部なり、それから建築都市部の都市計画なりが小樽市の10年、20年、30年、50年という単位のまちづくりの中で、今のこの事業を位置づけなければならぬと考えているわけなのです。

そういった意味で、今、小樽市の中で、新しいまち、新しい街区をつくっていくということについて、どういった体制で事業は進められようとしているのか、聞かせていただきたいと思います。

(市民) 戸籍住民課長

おっしゃるとおり、全体的な観点からのまちづくりというものが必要だと思います。それで、私どもとして、当面、今、取り組んでいることから先に申しますと、この東南地域開発基本計画の所管課であります都市環境デザイン課、それから開発者であります三菱地所と土地開発公社、こういった方面と、今回議題となります範囲等について協議を開始しておりますし、法務局についても、手続上の打合せなんかも始めているところです。今後につきましては、新年度早々に先ほど言いました都市環境デザイン課、土地利用を所管します企画部、登記に絡む資産税課など、関係課で構成される庁内会議を設置いたしまして、全庁的な取組に向けて、進めてまいりたいと考えてございます。

斎藤(博)委員

それはそういうことでお願いしたいと思うのですが、私が心配しているのは、事業の進め方の順序が逆転しているのではないかという心配なのです。最終的な仕事をする、街区をつくっていくとか、そういうことについては、当然、今の小樽では戸籍住民課が所管しているわけですが、まず小樽の地域のまちをどういうふうにつくっていき、業者側だけではなくて、小樽市としてどういう形でまちをつくっていかうとするのかという、ランドデザインがあって、それに乗った形で開発が進められて、それに基づいて新しいまちの名前を決めていくとか、新しいまちはここからここまでだというようなことを決めていく、積み上げていくという方が、進め方の順序ではないかと思うのですが、どうもその辺が逆転しているのではないのかなという心配があるものですから、その辺についてお考えがあったら、聞かせていただきたいと思います。

市民部長

今、新しい町名の関係でございますけれども、委員のお話のとおり、一つには、新しい市街地を形成するという形で、今、東南地域開発基本計画もございまして、それに基づいて開発が進められているということで、これは開発事業者も、そういった基本計画にのっとって進めているということになると思います。

基本計画の中で、定住人口を増やしていくのだという中で、一つの構想がありますので、この開発を市としては期待をして、今、計画を進めているところです。

それで、町名の関係について、これは全庁的な部分もありますし、また皆さんの意向などもやはりお聞きして、議会に諮らなければならないということもありますので、いろいろな町名の変更なり、名前を決めるに当たっては、いろいろな手続もございまして、委員が心配されることも含めまして、将来的なことについても、これからは具体的にそういった部分が出てくるか、そんな形で進めてまいりたいと、このように思っております。

齋藤(博)委員

当然、今、土地を持っている方にとっては、土地の表示の変更をしなければならないことが発生してきますし、それはただ単に町名の表示変更だけでなく、例えば、その土地を担保にお金を借りている場合は、担保物件の表示の変更とかいろいろな影響が出てくると思うわけです。そういった意味においては、関係団体というか、関係者といいますが、もっと言うと、土地の所有者とか、家屋の所有者、もしくは住んでいる方との協議という部分を丁寧にやっていかなければ、非常に利害にかかわってくる部分もあるものですから、もう少しお聞かせいただきたいと思うのですが、その新しいまちをつくっていくということを基本にして、関係団体、特に地域との協議というのは、今、どのように進められているのか、聞かせていただきたいと思います。

(市民)戸籍住民課長

今、考えている地域内の大部分の土地の所有者というのは、三菱地所でありますけれども、一部非常に小さい面積でありますけれども、三菱地所以外の民有地がございます。そういった民有地の所有者の方、それからもちろん三菱地所の方、それからその周辺の家屋等を持っているところがあまりないようではございますけれども、そういった方がおられれば、当然、そういう方とも接触いたしまして、納得のいただけるような説明をして、進めてまいりたいと思っておりますし、そういう意味でこういった面も含めまして、じゅうぶんに関係団体、それから周りの住民の方々と、協議してまいりたいと考えてございます。

齋藤(博)委員

この事業というのは、最終的に議会の議決なり、国の告知行為だということになっていると思うのですが、現時点で、例えば、どういうスケジュール、例えば、今、おっしゃっているような庁内会議を設置していくのだ、それからその関係者の了解をとっていく。それから、その辺の地域に弱くて申しわけないのですけれども、例えば桜5丁目の関係の町内会ということがもしあるとすれば、そこら辺の線引きが変わってくるとか、いろいろな問題が出てくるのではないだろうかと思うわけなのですけれども、そういったことを含めて、いろいろな作業をしていかなければならないことになるだろうと思います。変更の手続そのものは、機械でやれば一瞬に終わるというのはわかるわけなのですけれども、そこに至る過程というのは、やはり非常に大きな事業ではないかと思うわけなので、現時点で最終的な予定を含めて、どういったスケジュールで今後事業を進めていこうとしているのかを、聞かせていただきたい。

(市民)戸籍住民課長

現段階におきましては、どういった手続をとればいいのかということ自体を、今、調べている最中で、綿密なスケジュールというのは、まだできてはいないのですけれども、先ほど言いましたように、新年度早々に庁内関係会議を開きまして、そこで問題点を洗い出して、最終的には、第2回定例会、もしくは遅くても第3回定例会に町名変更の議案を提出して、承認に入ると。最終的に施行者、いわゆる開発業者等の打合せなんかの関係で申しますと、10月ないし、11月ころには分譲を始めたいという意向があるようですので、それに間に合うとすれば、先ほど言いましたような、第2回定例会、もしくは第3回定例会でもって議決をいただくと、こういったスケジュールになってございます。今のところ、それ以上の詳しいスケジュールというのは、まだできてございません。

齋藤(博)委員

このことについては、これで終わりたいというふうに、また、この厚生の議論の中でだけでなく、建設常任委員会なり、総務常任委員会で議論しなければならない問題ではないのかなと、私は理解しております。

そういった意味で、今、聞かされると、要するに、年内につくってしまいたい。10月ぐらいには、小樽市に新しいまち、何というまちになるかもわからないわけなのですけれども、つくっていききたいのだという考えを出されているわけなのです。結論だけ言うと、慎重にやってもらいたいし、大事にやってもらいたいという思いであります。開発業者の都合でまちをつくっていくわけではなくて、小樽市としてどういうまちをつくっていく、その辺に住む

人方は、自分のまちがこういう言い方をするまちになったのだということを、愛着を持ったり、それから大事にしていこうという思いを今後も考えてつくっていかなければならない、非常に大きな問題ではないかと思えます。どこかで時間を切らなければならないというのはわかるわけなのですが、今はもう平成16年3月という中で、できるだけ10月までにという、これは半年もない。そういった中で、果たして本当に、私は率直に言うと、どこまでをやるつもりなのかということ。どうして、ここでまちを切るのか。例えば、新しいまちと、桜5丁目と、どこで切れるのだと。どうしてですかという話をしなければならぬと思うのですけれども、次はどうするつもりなのか。小樽市として、こう並べていって、3丁目があるから4丁目なのか。ほかのまちの名前は検討しなかったのか、いろいろな疑問を具体的にやっていかなければならないと、そういった議論をする時間をいただきたいということでもありますので、ぜひ、この問題については、厚生常任委員会だけでなく、建設常任委員会もあるでしょうし、総務常任委員会もあるでしょうから、そういったところでじゅうぶんに議論しながら、事業を進めていってもらいたいと思えますが、その点で改めて聞かせていただきたいと思えます。

市民部長

今、何点かのご指摘がありましたし、全庁的な協議はこれはやってまいりたいと思っておりますし、議会とも必要に応じて相談していきたく思っています。町名の変更というものは、まちづくりには、仰せのとおり大事でございますので、合意的なそういった町名のできる限りの検討の実施、さらには、このことが市民が生活する上で、社会福祉につながるような形でやっていかなければならないと思っておりますので、そういう形での作業を進めてまいりたいと、そのように思っております。

斎藤(博)委員

保育所の定数の見直しと今後の待機児の解消について

保育所の定数の見直しと今後の待機児の推移についてお尋ねしたいと思います。今回、小樽市では保育所の入所定数の見直しを行い、待機児の解消を図る、そういった形で計画が出され、予算も提案されていると思っております。努力は努力として理解はしているわけなのですが、平成16年度に向けて、新しい状態で待機児の問題については、どういったことになるのだろうか。端的に言うと、このことによって、待機児の解消というのは進み、もしくは待機児が解消すると、そういった見通しに立っているのかどうか聞かせていただきたいと思えます。

(福祉)児童家庭課長

今、委員、ご指摘のとおり、平成15年度の公立、民間合わせての収容定員が1,455名、これに新年度から50名の定数増を行って、1,505名という形で入所を図っていきたく思っております。現状の申込状況で申し上げますと、3月段階での待機児、あるいは4月に向けて新規に申込みがあった児童数が約270名ほど、それから、現在お入りになっている方々で、そのまま継続して入所をするという方々が1,290名ほどになっております。合計では、1,560名ということなものですから、現状の数字でいいますと、既に増員後の定数を超えているという、そういったような状況になっております。もちろん、ここ数年、その定数外入所、枠外入所等も含めて、待機児童の解消を図ってはおりますので、新年度4月に向けても、公立、民間含めて、そういった手だてもとりながら、待機児の解消に努めてまいりたいと思っております。

斎藤(博)委員

4月というのは、たぶん待機児が一番少ないといいますが、これからどんどん保育所の入所希望者が増えてきて、たぶん今ぐらい、年度の終わりぐらいがピークというような動き方をするとするわけなのですが、今でぎりぎりなのです。厚生労働省が言っている枠外を使って何とかということですが、今年であってもこれだけの努力をしても、待機児の問題というのは解消しない。そういうふうには言わざるを得ないのではないかなと思うわけなのですが、そうした場合、今回、見直した部分というのは、全体の中では一部だったと思うわけなのですが、今後さらに待機児の解消のための定数の見直しを考えられているのか、そういった議論の余地はあるのかどうか、将来的な

部分を含めて考えがあれば、聞かせていただきたいと思います。

(福祉) 児童家庭課長

今後のことということなのですが、16年度の定数拡大につきましても、当然現行定数ではじゅうぶんではないという判断の中で50名の増員をしているところであります。今後も、大量に待機児が発生する、待機児を抱えるという状況の中では、公立、民間含めまして、定数拡大も検討していかなければならないと思っております。

斎藤(博)委員

次に、前回の議会でも少し議論させていただいたのですけれども、子ども発達支援センターの新設に向けて、何点かお聞かせいただきたいと思います。

一つは、新しい施設に移行する。それから、一部業務を民間委託する。そういった動きの中で、さくら学園の親の会というのがございまして、そこの方々も施設の統合、さらには業務、特に通園にかかわる部分が民間委託されるということに関しては、反対はしていないとは聞いているわけですが、当然心配や、押えていきたいという部分がたくさんあって、今年の初めには要望書を出されていると聞いているわけです。要望書を出されて、時間もたっていますし、けっきょくは形も見えてきますので、何点が絞って、そういったさくら学園の現在の保護者が心配している部分について、児童家庭課なり、福祉部としての考えなり、どういうことをなされているのかということについて、聞かせていただきたいと思います。

さくら学園の民間委託について

まず最初に、これは今回新しくさくら学園を受ける側といいますか、そういったところが障害児の療育や福祉の在り方について、どういったビジョンをもって受けようとしているのか。そういったようなことを聞いているというふうに思います。また、小樽市の今回の委託に当たっての、一種の意見といいますか、言いたいところとして、より柔軟な施設運営が、公立と違って民間の場合はできることになるのだというようなことを説明されていると聞いているわけですが、そういったことの具体的な姿というのは、もう3月も中ですので、はっきりしている部分もあつたら、知らせていただきたいと思います。

また、新たに受ける施設は建物として、今の施設を利用するということなのでしょうけれども、報恩会の方としては、今回の事業を受けるに当たって、どういった人員体制なり、どういった職種の人たちでもって、この業務を円滑に運営していこうとしているのか。そういった部分、3点について、児童家庭課の考えを聞かせていただきたいと思います。

(福祉) 児童家庭課長

ご指摘のとおり、1月22日に、現在、利用しているさくら学園の親の会の方から要望書が出されました。要望書の内容につきましては、今、委員のご指摘にもありましたとおり、この委託そのものというよりも、委託先のビジョン、あるいは委託後の体制、そういった部分が大半を占めているわけでありまして。それで、この委託を予定しております法人がどういった考えで児童福祉に向き合っていくのかといったようなことを、この要望書の中で出されておりました。こういったことは、私どもが仲介して答えるよりは、当然予定している法人と直接保護者の方が話し合うという形の方が最もよいだろうということもございまして、実は今日なのですけれども、保護者の方々と法人の代表者の方の話合いが持たれております。

それから、要望書の中にもございましたが、委託となった場合、その委託先の指導体制、あるいは指導員の配置等についても、利用者の保護者の方々から出されておりました。これにつきましては、私どもも、予定をしております報恩会の方との話合いをもう何度かしております。

指導体制というのは、基本的に障害児通園施設という、そういった性格の中でも、指導という形になりますし、保護者が主に要望されているのは、現状といいますか、これまでの指導というものをまずベースにして、その上に立って、保護者の意見等もじゅうぶん聞きながら指導をしていっていただきたいと思います、そういったことが要望書には

示されてきました。また、指導体制は、基本的には児童福祉法の最低基準で定められている人員の確保ということになるわけですが、現在、協議の中では、児童指導員を2名、それから保育士を3ないし4名という、そういった形で受入れ態勢を進めていくといった内容で、報恩会側も人選に当たっているという状況であります。

あと、これは要望書の中には、小樽市全体としての児童の療育体制といった項目も出されているわけなのですが、保護者の中からは、現状、小樽では児童を専門にといいですか、児童だけを対象にしたデイサービス事業というものが、まだ立ち上がっていないという中で、そういった要望も出され、法人側も今後、いろいろな需要ですとか、ニーズですとか、そういったものも踏まえながら、新たな事業展開を検討していきたいという、そういった話合いを行っております。

斎藤(博)委員

今の部分の関連で、二つほど聞いていきたいと思っています。

一つは、今回、小樽市としては、公設民営化と書いてあったと思いますが、実際に市民が利用している、もしくは子どもが通園している施設を民間に委託するのは、初めてだと思います。そういった意味では、除雪をどうするか、公園の草を刈るのをだれがやるのかとは違った丁寧な対応が必要だというのは、前から言わせてもらっているわけなのです。いよいよこういう中で、保護者としても、どういう形で移行していくのか。いわゆる、引継ぎといったことについて、ある日行ったら、突然、今までいた市の職員は1人もいなくて、見たこともないというと語弊がありますけれども、違うおじさん、おばさんがたくさんいて、いらっしゃいませという、そういうふうには子どもの立場なり、保護者の立場ではなりえないと考えているわけなのです。そういったあたりの職員体制について、どういうふうを考えていらっしゃるか、聞かせていただきたいと思っています。

それとあわせて、これは保護者サイドの危ぐだったらいいと思うのですが、それは、こういう通園施設の将来に対する小樽市の責任の在り方ではないかと思うのですが、読みますと、「この数年間さくら学園利用者の数は、急激に減少している。しかし、障害児の出生は必ずしも減少しているわけではない。その意味で、将来的に小樽市から通園施設が消滅(閉鎖)することのないよう、行政的に可能な限り対応を進めることを希望する」。これが上手に引継ぎをやってもらいたいという保護者の思いと、それから今だけではない、委託を了解するに当たって、これからの先に対する非常に意味のある要望をされていると思うわけなのですが、この部分についての考えを聞かせていただきたいと思っています。

(福祉)児童家庭課長

言いづらいということではないのですが、私たちも手順といたしましては、今定例会でさくら学園を指定管理者の管理をする施設ということでの条例の制定をいただいて、第2回定例会でその指定管理者を決定するという、そういった枠の中での答弁ということで、理解をしていただきたいのですが、一つは、引継ぎの関係なのですけれども、実は、私どもも、この課題が一番大きな課題だと認識しております。保護者の方々と、もう既に4回ほど話合いを持っているのですけれども、今、委員が言われましたように、昨日までが市の職員で、今日来たら突然全部人がかわっていたというわけには、当然いかないわけです。それで、現在、報恩会なり、保護者との話合いで出ているのは、相当の長期間にわたって、両方の職員が同じ施設内で、日常業務をしていくと。そういった中で、子どもの様子ですとか、子どもとのつき合い方といいますか、そういった部分をつくっていく期間を2か月、3か月つくり、そういった中でまずスムーズな業務の引継ぎを図っていききたいというようなことで、私どもは7月1日を指定管理者制度に移す日程ということで、現在進めておりますけれども、その幅の中で、考えていきたいと思っております。

それから、もう一点のさくら学園の在り方、あるいは小樽市内の乳幼児の療育体制の在り方について、ご指摘のとおり、ここ数年さくら学園を利用している児童数が減ってきております。もちろん、増えればいいということではないのですけれども、その子どもに合ったじゅうぶんな療育体制がとれているのかどうかという視点から見てい

かなければならないと思っております。その意味からいたしますと、7月1日に、これも予定しております子ども発達支援センターそのものは、乳幼児全体の相談窓口、あるいは療育も含めてやる機関として位置づけておりますので、流れとしては保健所の健診業務、あるいはデイサービス事業として立ち上げる発達支援センターの相談業務と療育業務、そして市内にあります通園施設としてのさくら学園の業務という、そういったものをどういうふうに関連していくかという、そういった中で療育体制全体の充実を図っていきたいと考えております。

斎藤(博)委員

私が聞いているのは少し違まして、予測でいうと、市がやっている、さくら学園が民間委託されてしまって、児童がそのまま減ってきて、採算ベースに乗らなくなって民間が撤退してしまったときに、また例えば直営に戻せるのかどうかということを含めて、要するに、この要望書は、小樽市が、こういう通園施設がなくなる担保をしてくれないかと言っていると思うのです。これは、将来的にたいへん大事なことなので、どういうふうにお考えなのかということも、もう一度聞かせてください。

福祉部長

先ほどの民営化に当たっての将来的な展望を含めて、市が当然責任を持って、この事業をやっていく意思があるのかどうかということだろうと思うのですが、もともとは定員40名という中で、確かに委員がおっしゃるように、ずいぶん人数も減った中で、今、暫定定員というそういう制度の中で運営しているわけでございます。ただ、こういう施設は、現状の中では、これだけの小樽市の状況の中で、委員がおっしゃるように、ほとんどいなくなるのかということになりますと、そういうことにはたぶんならないだろうと。将来的な施設全体のいろいろな中での、再編その他もあるわけでございましょうが、とりあえず今、最低保障という形で施設の方に委託をしながら進めていくわけでございますので、そこら辺は小樽市としては、当然その施設に責任を持つ形で、この委託を、今進めてございますので、そういう面で、委員が心配しているようなことはないだろうとは思ってございます。

斎藤(博)委員

子ども発達支援センターに関して、最後に聞かせていただきたいと思うのですが、これは、親の会からの要望にもあるわけですし、改めて現在どうなのかということもありますけれども、小樽市として子ども発達支援センターをつくると決断して、今進めている以上、いろいろな条件があることはわかります。今、小樽市が抱えている財政的な問題なり、こういったこともわかるわけですから、この4月1日なり、今年に間に合わない。そうであっても、小樽市としては、そんなにぜいたくなものを言わなくても、小樽市として、人口15万都市の中では、この程度の施設は必要ではないのか。特にこういった資格を持った人間を配置していく、将来的な年次計画なり、そういったものを持たないと、だめではないかと思うのです。今いる人が、集まってきて、スタートは、それはそれで一つのやり方だというふうに理解しないわけでもないわけですが、それに、全部はめられてしまって、将来ビジョンというのがないのです。今しかないのですというのであれば、小樽市における子ども発達支援センターの今後の戦略的な発展というのも、非常に見えなくなってくるわけなのです。そういった意味で、私も道内の施設の在り方なんかについて、いろいろな資料も読ませてもらっている中で、これは保護者からも配置について要望されていると思うのですが、言語聴覚士、作業療法士の配置という部分については、今、集まってくる三つの施設にいないというのは事実で、採用した経過もありませんから、いないのは了解しますけれども、小樽市として、この言語聴覚士や作業療法士だけではなくて、最終的にはこういった資格なり、こういった技術のある方を配置して、子ども発達支援センターとしての目的を、じゅうぶんに発揮できるような体制をつくっていききたいのだと。そういった夢といったら、ちょっと責任はなくなると思うのですが、小樽市の福祉部の所管する部分として、こういったものを本当は描きながら、この事業を始め、その描いた姿に向かって、どう前進していこうとしているのか。具体的には言語聴覚士なり、作業療法士なり、そのほかにあるのであれば、聞かせていただきたいと思えます。

(福祉)児童家庭課長

確かにご承知のとおり、これまでといたしますが、現状ではそれぞれ三つの施設が、それぞれの専門職を配置して、20年あるいは30年という施設もございますけれども、小樽の療育指導というものを進めてきたわけです。今回、ある意味では、初めてセンター化をすることによって、対応していこうと考えています。そういった中では、委員がご指摘のとおり、現状で持っている児童相談員、理学療法士、言語指導員、採用は言語指導員という形で採用しておりますけれども、たしか言語指導員で聴覚士を持っている者はいたと思います。そのほかにも乳幼児の療育機能を高めていくという部分では、必要な職種というものはあることは当然、私どもも理解をしております。そういった意味では、センター化をした中で、このセンターの在り方、具体的には集団指導、個別指導というものを進めながら、そういった中で、機能充実のために必要な職種は何なのかといったようなことも、これまで保護者の方から出されてきていた要望等も含めまして、検討していかなければならないと考えております。

斎藤(博)委員

今の話の中で、言語の部分については押さえが違っていたかもしれませんが、作業療法士の配置の必要性については、じゅうぶん理解いただいているということを確認させていただきます。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、共産党に移します。

菊地委員

勤労女性センターの放課後児童クラブの状況について

最初に、市民部所管で設置されている放課後児童クラブのことについて、お尋ねしたいと思います。

勤労女性センターがそれに該当すると思うのですが、勤労女性センターの放課後児童クラブの定数について教えてください。

(市民)勤労女性センター館長

ただいま、ご質問の勤労女性センターの放課後児童クラブの定員でございますが、昭和50年の当時の労働省局長通知によりまして、30名ということにいたしております。

菊地委員

平成16年度の申込数は何名だったのですか。

(市民)勤労女性センター館長

3月5日現在でございますが、42名の申込状況でございます。

菊地委員

30名に対して42名ということで、はみ出ると、その辺の対応について、どうなさるのか。

(市民)勤労女性センター館長

ただいま、42名の申込状況がある中で、定員が原則が30名、今、最終審査をしている状況でございますけれども、非常に苦慮しておりますが、今日までの状況を若干申し上げますと、平成12年度が27名、平成13年度が32名、14年度が29名と、こういったことで、おおむね定員の中、一部13年度が2名ほど定員オーバーをしている時期もございますが、特に15年度当初の状況では、43名の申込みがありまして、私どもとしては審査した段階では36名の入会決定をしているという実績がございます。それはいわゆる設備関係、いす、机、遊技等の設備関係が今日までの経過の中で、36ほど準備できているという、そういった実績の中で、私どもとしても、今回16年度の入会決定に当たっては、42名の申込状況をできるだけ30名を原則に、定員を弾力的に運用いたしまして、今年度とった状況を継続していこうかと考えております。今、委員、ご質問の当然42名から36名、もし仮に弾力的に運用していても、6名が出てきますが、この方については、保護者に直接話をしながら、一応待機というような方向性を、今、考えてい

る最中でございます。

菊地委員

放課後児童クラブの充実と受益者負担についてということで、社会教育部から説明があった資料では、平成16年度以降の定員を超えるクラブについて、長橋小、望洋台小、銭函小、朝里小と説明を受けているのですが、勤労女性センターの部分については、市民部としては平成16年度の定数を超えるという予測は立てていなかったのでしょうか。

(市民)勤労女性センター館長

正直申し上げまして、保護者説明会でお伺いしたときも、三つの学校、いわゆる稲穂小学校、花園小学校、堺小学校を、私ども所管しているわけですが、保護者全体で80数名ほど保護者がいらっしゃいますので、その人数からすれば、昨年度当初の実績も踏まえて、状況は少し多くなるかなという予測は立てましたが、稼働証明書をつけて、実際に申込みに来ていただかなければ、また何とも言えないということもございまして、そこら辺は明確には判断はしていませんでした。

菊地委員

どうしてそういうことをお伺いしたかといいますと、私は受益者負担については、引き続き反対の立場なのですが、サービスの拡充、定員枠の拡大という意味では、子育て支援の観点とか、次世代の育成支援の観点からはぜひやっていただきたいと思うのです。そういう意味では、内容を充実していきますよということが、逆に言えば、理事者側の受益者負担のいっそうの根拠といいますか、こうだったわけで、そのことが社会教育部の所管に限らず、この市民部の所管だとか、あるいは福祉部の所管なんかでも、きちんとリンクされていなければいけなかったのではないかなと思ったのですが、その辺はいかがでしょうか。

(市民)勤労女性センター館長

確かに、委員おっしゃるとおり、サービスの拡充の中には、定員拡大というのもございますので、私どもも一応30名原則の定員の中で、昭和50年から今日まで、放課後児童クラブの運営をしておりますので、その間、いろいろなニーズにこたえるということで、36名、最大限受け付けてまいりました。今後も増やすというのは、正直に言って、設備又は設備の環境、面積を含めて、勤労女性センターとしては、非常に困難な面もございしますが、このたび待機をお願いする予定の方々については、できるだけ早めに、待機が解消できるように、私ども毎月、出席状況等をきっちりチェックをしながら、早めに待機が解消できるように、市民部としては努力してまいりたいと思います。

菊地委員

勤労女性センターには、それぞれ3校から通ってきているということもありますし、その3校について空き教室がないかとか、そういうこともよく庁内で検討していただいて、引き続き待機者がいるようでしたら、それなりの対応をしていただきたいと思います。

(市民)勤労女性センター館長

ただいま、ご発言がありましたように、学校の余裕教室というのでしょうか、そういったことの連絡等につきましては、教育委員会の所管になりますので、今、そちらにも伝えながら進めてまいりたいと思います。

菊地委員

福祉部所管の放課後児童クラブについて

同じく、今度は福祉部所管の放課後児童クラブについて、お聞きしたいと思います。

塩谷といなきたの児童センターがこれに該当すると思うのですが、ここは今年度の申込状況は、定員に対してはどのようになっていますでしょうか。

(福祉)児童家庭課長

これは、3月3日までの集約ですが、塩谷児童センターについては25名、いなきたについては18名の申込みとな

っています。両方とも30名の定数ということでやっておりましたので、現状では定数内という形でございます。

菊地委員

ここは放課後児童クラブに所属する以外の児童も、自由に通ってきて利用できるクラブだと思うのですが、その放課後児童クラブに登録している以外に利用している人数について、お聞かせ願いたいと思います。

(福祉)児童家庭課長

15年度の集計、まだまとまっておりませんので、14年度の全体でお答えをしておきたいと思いますが、いなきたの児童館、月とかによってもいろいろ違ってくるのですが、児童というと、児童福祉法上高校生まだが児童になるのですけれども、放課後児童クラブに登録している方も含めて、いなきた児童センターの1日平均利用数というのは46.2人です。それから、塩谷児童センターは39.5人になっております。

菊地委員

同じく有料化のことについてなのですが、有料化については、引き続き反対の立場なのですが、児童館も有料化するという話だったのですが、それでは、放課後児童クラブに登録している子どもには、自由に出入りする子どもと区別して何か特別サービスというのは、あるのでしょうか。

(福祉)児童家庭課長

特別サービスということではございませんけれども、放課後児童クラブの子どもにつきましては、きちんと登録をしていただくというのが前提になります。ですから、学校に行って、学校の後、来る日、来ない日もあります。保護者との間でも、今日はこういう理由で行けませんとか、そういった体制をとっておりますので、放課後児童クラブに登録している子どもにつきましては、学校と保護者と児童館との間でのその受渡しといたしますか、連携というのは、きちんとしております。ただ、児童館につきましては、別に定員とか定数とかもございませんので、自由な時間に遊びに来ては帰るといふ、そういった違いがございます。ただ、同じ建物の中ですから、遊びですとか、そういった部分については、同じ形で指導員が指導するという、そういったような形になっております。

菊地委員

既に利用している子どもの中での遊びとか、そういうことは区別はないけれども、一方は有料で、もう一方は無料という、その辺の差別があるのではないかなと私は思うのですけれども、その辺についてはどんな考え方でしょうか。

(福祉)児童家庭課長

繰り返しになりますけれども、これは保護者の考え方というか、感じ方の部分もあると思うのですが、自分の子どもがきちんと今日はどういうふうに、母親なり、父親なりが働いている間、どこにいるかとかということからしますと、当然一般的に児童館に来る部分との違いというのはあるのかなと。あともう一点は、児童館の開設時間と、それから放課後児童クラブとしての受入れ時間というのは、前後1時間ぐらいずつですけれども、一定の差がございますので、その部分についても、児童館利用とクラブ加入という部分での差別化は、当然していかなければならないと思っております。

菊地委員

児童館について

有料化の問題は、これは総務常任委員会の方で徹底的にやりたいと思っていますけれども、児童館のことについて聞きたいと思います。いわゆる、児童館の定義について、お尋ねしたいと思います。

(福祉)児童家庭課長

基本的には、児童福祉法の中で児童厚生施設という位置づけの中で児童館が法的な位置づけがされております。

菊地委員

非常にさっぱりした答えだなと思います。子どもが外でどういうふうに生活するかということでは、もう少し中

身といいですか、児童館での生活というか、児童館というのはどうあらねばならないのかといったような、そういうようなことについて、もう少し詳しく説明していただければなと思うのですけれども。

(福祉)児童家庭課長

申しわけありません。児童館の定義づけというのは、極めて理念的な言い方になるのですけれども、保護者の共働きですとか、少子化ですとか、地域の中での遊び場所がない。そういった中で、子どもが学校が終わった後に安心して集団で遊べる場所を提供していくという意味で、児童館が設置をされております。ですから、そこに配置される職員につきましても、保育士と児童の遊びの指導に当たれる職員という形で位置づけられております。

菊地委員

そういう定義であれば、小樽市には児童館は何か所あると押さえておりますか。

(福祉)児童家庭課長

児童館の中にも、小規模児童館ですとか、児童センターですとか、その規模によって大規模ですとかいろいろあるのですけれども、小樽市内には小規模児童館という位置づけでは、いなきたとみおかの児童館がその位置づけです。それから、塩谷の児童館につきましては、名前のとおり、児童センターという位置づけの施設であります。

菊地委員

福祉部長にお聞きしますが、小樽市の子ども数から見て、児童館3か所というのは多いと思いますか、少ないと思いますか。

福祉部長

計画の中では、平成20年度末までに5か所ということがございますので、計画からいいますと、まだそのようになっていないのかなと思います。

菊地委員

その他、放課後児童クラブのこととか、いろいろなやりとりをしてきたのですけれども、親が働いている、働いていないに限らず、子どもの放課後の生活をどう保障するかということについて、児童館の役割が、すごく大事なと改めて思っていますので、そのことについてお伺いしているのですけれども、平成20年度までに2か所増やすということになると、その見通しについては、いかがなのでしょう。

福祉部長

確かに20年度までの計画からしますと、現状ではいろいろな話の中では、朝里のコミュニティセンターの建設に当たっては児童館も併設をお願いしたいと、こういう要望も来ていますし、そういうお願いもしていますが、とにかく、現状の市のことからいいますと、なかなか今すぐということには難しい部分もあろうと思いますが、当然そういうコミセンへの併設ということは、これからもお願いしていきたいと思っております。

菊地委員

児童館については、次世代育成支援、そういう中でも、子どもたちの放課後の生活を生き生きしたものにするということで、きちんと定義づけられていますので、引き続き、小樽の子どもたちのためにも、ぜひそういう場所を確保するために、この児童館建設については、ぜひ頑張っていってほしいなと思うのです。

次世代育成支援計画の市民の参画について

次に、次世代育成支援計画の策定に当たって、お聞きしたいと思います。今、庁内でも、委員会も進められていると思うのですが、これをもっと幅広く市民を参画させたものにするということについての進捗ぐあいについては、どういうふうになっていますか。

(福祉)児童家庭課長

人材育成の行動計画の関係になるのですが、1,770名の市民の方にアンケート調査をして、現在、集約しております。また、新年度予算の中でも項目を一つ設けておりますが、その中で計画策定に当たって、地域協議会の委員委

囑という形で予算計上もしております。ですから、そういった中でその地域の子育て、あるいは学校統合も含めまして、そういったかかわりを持っている方々のご意見もその計画の中に反映をさせていきたいと思っております。日程といたしましては、新年度予算でありますし、現在、そのアンケート集約等の作業をしておりますので、新年度、5月ぐらいには協議会の立ち上げを進めていきたいと考えております。

菊地委員

その協議会の市民に対する公募による人数は、そういう方も入るのでしょうか。

(福祉) 児童家庭課長

具体的な構成メンバーにつきましては、今後の課題と考えております。もちろん、保育所、幼稚園、そういった部分の受益者、利用者、そういった方々も含めての検討になると思いますが、ほかの市の例を見ましても、一般公募といった形で何名かの委員をお願いをしているところもございますので、市としてもそういった方向で検討してみたいと思っております。

菊地委員

ぜひ、対象になる若いお母さんとか、クラブをやっているお母さんとか、そういう人たちを委員に入れていただきたいと思えます。

児童虐待等防止のショートステイについて

次に、幼児虐待について、少しお聞きしたいのですけれども、虐待防止の意味で、回避支援事業のショートステイの充実を国の政策で予算もつけて拡充しているのですけれども、そのショートステイについて、小樽市内では、利用できるものがあるのかどうかということについて、聞きたいと思えます。

(福祉) 児童家庭課長

私どもが、現状で押さえているのは、国の新年度予算の中で、地域小規模児童養護施設の拡充という位置づけで、その児童虐待等を防止するために、一時収容、緊急避難的な施設を現状の数から、さらに増やしていくということでの施策が盛られております。これがそれぞれ道の段階、あるいは市町村の段階の中で、どういうふうに反映させていくのかというのは、今後の新規事業等も含めてみていかなければならないと思えますが、現状で申し上げますと、小樽市は北海道中央児童相談所の管轄区域という形になっておりますので、現状ではその緊急避難的な場所としては、中央児童相談所が小樽市域も含めて担当しているという、そういった実態でございます。その意味から、小樽市内に障害児の支援費制度のショートステイ施設はございますけれども、児童虐待関連ということでは、小樽市内には一時収容的な施設というのはございません。

菊地委員

支援費制度で利用している施設を拡大してというか、そういうふうに使えるということにはならないのでしょうか。

(福祉) 児童家庭課長

正直に言いますと、今後の国の方針というのが、いま一つはっきりしないところがあるのですけれども、そういう施設を利用して1単位つくるといふ、そういった考え方なのか、障害を持っている子どもが支援費の支給を受けてショートステイするというのとは全く違うものですので、その相互の施設利用という形での施設拡大なのか、それはもう少し国の施策等も見極めていきたいと思っております。

菊地委員

高齢者の高額医療費の払戻し制度について

次に、高齢福祉課にお尋ねしたいと思うのですが、高齢者の高額医療費の払戻し制度についてなのですが、振込先を申請していただく方針で制度を変更していると思うのですが、今、申請された方は、どのぐらいの割合になっているのかということについて、聞きたいと思えます。

(福祉)高齢社会対策室高齢福祉課長

2月末現在で、今、老人保健の受給者数、約2万4,000人ぐらいです。そのうち、8割方の約1万9,000人が登録を申請されているという状況になってございます。

菊地委員

1万9,000人が登録されて、実際に還付された金額と、それからまだ未登録のために還付をされていない金額というのは、どのぐらいですか。

(福祉)高齢社会対策室高齢福祉課長

実数というか、必ずしも2万4,000人の個々という部分ではなくて、あくまでも毎月の請求件数ですから、重複してカウントされるのですけれども、平成15年度の実績で申し上げますと、これ1月末の数字になりますけれども、支給件数で約3万件です。額にしまして、約1億6,200万円を支給しております。これは2月末の数字になってしまうのですけれども、未払額として約5,700万円で、未払件数としては約9,300件となっております。

菊地委員

かなり改善されたとはいえ、まだ5,700万円、9,300件の未払いがあるということでは、この後どのように対応していこうとしているかについて伺います。

(福祉)高齢社会対策室高齢福祉課長

実は1月末に未払いの方、約2,700件に通知を出してございます。七、八割方、回収されていると考えておりますので、おおむね現状ではある程度解消されてきているのかなということで考えております。

菊地委員

確認しますけれども、2,700件出したうちの8割回収されているということなのですか。

(福祉)高齢社会対策室高齢福祉課長

はい、大ざっぱですけれども。

菊地委員

実際、その通知が来ても、お年寄りだとその通知自体が、何を意味しているのかわからないで、気がついたら過ぎていくということもあると思うのですが、その辺は特に心配はないとお考えでしょうか。

(福祉)高齢社会対策室高齢福祉課長

確かに、なかなか私たち自身もというか、通常の若い方でもなかなかわかりづらい制度になってきているものですから、その部分については、今後の、例えば通知とか含めて、できるだけ高齢者にわかりやすいように考えてはいきたいと思えます。

菊地委員

資格証の短期証の切替えについて

次に、資格証の短期証への切替えについて、お聞きしたいと思います。

私は本会議で、小中学生のいる世帯で、現在、資格証になっている世帯については、ぜひ短期証に切り替えていただきたいという要請をしましたが、市長から、優先して通知をして、できるだけ資格証から短期証に切り替えていけるように、保護者の理解を得たいというふうにお答えをいただいているのですが、具体的にしているのかということについて、聞きたいと思えます。

(市民)和泉主幹

資格証が交付されている世帯で、小中学生のいる世帯について、どういうふうということですが、1月末現在の資格証交付世帯が530世帯ほどありまして、そのうち小中学生のいる世帯は24世帯となっております。現在、3月ですので、短期証の更新作業中でありまして、文書などで案内をしているところであります。小中学生のいる資格証の該当世帯につきましては、特にこれをピックアップしまして、電話での折衝、あるいは今月の外勤の対象

の世帯ということで設定しまして、接触、折衝に力を入れまして、理解を得て、短期証を交付できるように努力していきたいと、このように思っております。

菊地委員

ぜひ、精力的にやっていただきたいと思います。

基本健診の受診率の低下について

次に、基本健診について、保健所にお聞きしたいと思うのですが、さきの本会議では、基本健診の受診数と有料化はリンクしないというふうにご答弁いただきました。有料化との関係では、この先も推移を見ながら質問をしていきたいと思っておりますが、昨年度に比較して受診率が20パーセント以上下がった。その主な原因については、有料化ではないとしたら、その原因は何だとお考えでしょうか。

保健所長

受診率の20パーセントの低下というのは、はっきり予想はしていなかったのですが、一時的に低下するまちはあると思うのですが、1年後も下がっていたまちはそんなにないのです。ですから、受診率の低下は、1,200円にしたということも、これはある程度の原因ではあると思いますけれども、受診率というものの意味がちょっと難しいのですが、受診率と有料化の金額との間には、全国的には全然関係ないのです。非常に受診率は高いまち、これは200円、4,500円と、もうばらばらなものですから、私は一概に1,200円にしたことによって、本当に2割下がったのかと。ですから、今、その受診率の計算方法というの、出ない部分もあってその辺も考えていますけれども、もう少し様子を見た上で、結論を出すべきかなと考えています。

(「下がったことがわからないだろう」と呼ぶ者あり)

菊地委員

有料化が原因ではないとしたら、下がった原因については、ほかにどんなことが考えられるのかということでお聞きしたのですが、その辺については明確に答えていないと思うのですが、

保健所長

健診を受けるという動機づけが私は低いと思います。ですから、健診を受けることによって、自分自身の健康チェックという動機づけだと思うのですが、ただ有料にしたということに関して、実際どれだけ受けないかという部分も若干市民に聞いたのですが、もともと受ける気がない人も多いのです。確かに有料にしたから受けづらい、これも中にはあると思います。2割の減少が一概に金額のせいだけなのかどうかというのは、もう少し私は推移を見たいと思うのですが、ただ何度も言いますが、全国的にはそのチェックにかかる費用、自己負担料と受診率というのは、はっきりした関係はないのです。

菊地委員

市民の健康を保持するために、基本健診というのは何よりも大切だと思います。動機づけが低いというようなお話でしたけれども、それを上げるのが保健所の役割だと思うのですが、その動機づけを上げて、お年寄りの家族や主婦のために、どういう対策で臨もうとしているのかについて、聞きたいと思います。

保健所長

それが、私は確かに重要な部分だと思います。そういう動機づけを高める、自分の健康を意識すると。では、健康とはどういうものかということで、この2年間、いろいろ取り組んできたつもりです。今後もそれは取り組んでいきますけれども、では、もっと有効な自分の健康に対して関心を持っていただくためには、特に小樽市の中高齢者に持っていただくためには、どういう方法があるかと。全国的な方法と同じであっては、やはり小樽の場合は向かないと。小樽の地域性に結びついた中高齢者のための健康に対する動機づけというの、今年度もいろいろ模索していきます。その一つが、去年からやっている健康総合大学もそうですけれども、そのほかにもいろいろ我々もやっているつもりです。

菊地委員

この辺については、私も有料化の関係では推移を見ていきたいと思います。

鳥インフルエンザについて

最後に、鳥インフルエンザについて、お聞きしたいと思います。資料を提出していただいたのですが、「国民の皆様へ、鳥インフルエンザについて」。この資料について説明願います。

(保健)総務課長

本日、提出しております資料についてでありますけれども、3月9日付けで内閣府の食品安全委員会、それから厚生労働省、農林水産省、環境省の連名で、各都道府県知事あるいは保健所設置市長、それから特別区長あてに配布されたものでございます。これにつきましては、既に厚生労働省のホームページで通知文というのは既に全部見ることができる状態になっております。資料でお出ししましたが、別紙によって市民に周知すべきものという中身でございます。

中身につきまして、項目だけで申しますと、鶏肉と卵の安全性についてのことが一つでございます。それから、2番目に鳥インフルエンザウイルスの人への感染についてのことでございます。それから3番目に飼っている鳥、野鳥が死んでいるのを見つけた場合等についての対応、大きく分けましてこの三つについてということになります。

菊地委員

これは、保健所設置市長あてですので、小樽市保健所としては、市民に徹底するために特別な手だてを、これからとらなければいけないということなのですよ。

(保健)総務課長

ただいま、委員がおっしゃったとおりでございます。既に3月1日、あるいは2日付けで市民向けのパンフレット等、第1号を出しておりますけれども、新聞報道等もいただきました。鳥インフルエンザについての状況が刻々変化しております。いわゆる当初農林水産省関連の部分、いわゆる鳥鳥の感染の部分から、例えば、野鳥、カラスが死んだとか、あるいは人の感染についての可能性についてもいろいろな動きがございますので、そのあたりを今後、この通知に基づきまして、市民の皆さんに周知できるような方法をとってまいりたいと考えております。

菊地委員

カラスの話が出たのでお聞きしたいのですが、今日のテレビではカラスは被害者なのだとことを言っている先生のご意見がありましたけれども、野鳥もそういう鳥インフルエンザにかかって命を落とすということがありますが、渡り鳥なんかについても、そういう話があるのでしょうか。そのことについて聞きたいのですが。

保健所長

渡り鳥が鳥インフルエンザを伝播している可能性は、もともとこれは考えられております。しかし、それがはっきりした根拠では、まだわかっていないのですけれども、もともとインフルエンザというものは鳥が持っているもので、それが人間に感染していろいろな人間のインフルエンザができたということです。ですから、新型インフルエンザも鳥から由来する。今回は東南アジア、タイで発生したものが、日本のものと同じ型でありますから、当然それは渡り鳥やそういったものが関係しているだろうと、私個人は思います。でも、それをどうやって証明するかというと、科学的には非常に難しいです。ただ、そういった点に対していろいろな考えがあります。

では、日本の場合はどうかというと、小樽もカモ、あと河川や、海にもかなりの渡り鳥や野鳥もいます。それはシベリアにこの春帰っていくと思いますけれども、ただ、南の方からもシベリアに帰っていくものは、小樽に寄っていく可能性がある。そうなったら、理屈の上ではそういう鳥インフルエンザが小樽にもたらされる可能性もあると言えます。確かにそういった視点に立っている研究者もいますけれども、ではそれがどれだけ可能性があるかといったら、確率などは非常にわからないです。ですから、今の段階では全国の野鳥、そういったものがどれだけウイルスを持っているかというような検査に、国は入っていくと思っています。

菊地委員

渡り鳥のことについて聞いたのは、本会議の中で民主党の佐々木勝利議員の質問に対して、津軽海峡を隔ててくる可能性は少ないだろうと答弁しているのですけれども、それにしても、小樽も可能性があることになると、この根拠は何に基づいているのかと、私は思ったのですけれども。

保健所長

可能性は非常に低いという話はしました。例えば、去年のオランダの例、NHKが放送したのでご存じかもしれませんが、オランダでどんどん増えたとき、けっきょく大きな川を挟んで、それを越えないだろうという話があったものですから、そのときは渡り鳥が伝播するとしたならば、やはり川なり、そういった海峡を渡る可能性もある。しかし、実際にいろいろ見ていくと、鳥が伝播するというよりも、行き来する人間、車が伝播する、そういう可能性の方が高い。ですから、そう考えたときに、津軽海峡を越えて果たしてくるのか。では、渡り鳥というものを想定したときは、それは理屈ではあり得ますので、現実的にそういったことが起こるのかなと思ったときに、いろいろな事例から見ると、非常に少ないだろうと、そういうふう考えております。ですから、津軽海峡を越えてこないというのではなくて、可能性としては非常に低いだろうという考え方です。

菊地委員

環境省が職員を韓国に派遣するという新聞報道があったのです。それは、国内での鳥インフルエンザ発生に大陸からの渡り鳥がかかわっている可能性があるため、韓国の環境省やソウル大で渡り鳥の資料や生息状況に関する情報を収集するために、環境省が職員を派遣するという情報もあります。もう一つは、NHKのテレビでやっていたのですけれども、車にウイルスが付着して移動するというような報道もしていたのですけれども、そういう意味では、渡り鳥に限らず、車についたのが津軽海峡を渡るという可能性もあるわけで、所長がおっしゃった、北海道、小樽市については心配ないというふうに考えていますということは、かなり根拠が薄いのではないかなと私は思ったのですが、その辺についてはいかがですか。

保健所長

ありとあらゆる可能性を考えなければならないのは事実ですけれども、その中でいろいろなエビデンス、根拠、事実、そういったものを総合して、市内の健康危機というものを考えなければならないと、私は思っています。

そういった中で、今の日本の状況を考えたときに、では、津軽海峡を越えてくるか。北海道で今のこの気温のときに、鳥インフルエンザがはやるのかとか、いろいろな科学的なことを考える必要があるのです。そういった中で、今は小樽では心配ないと私は思うのですけれども、では、これから事態が変わっていく中で、それは心配ないかといったときに、私は答えとしては心配になるという答えしかないと思うのです。では、理屈から言ったらゼロではどんな場合でも、これは少なくともないですけれども、今の段階で非常に確率が低いことをたくさん並べたら、無数にそれは出てきます。それは実際に我々も、この二、三日、死んだ鳥を持ち込まれている。それは我々独自で調べています。それは出ていない。ですから、今後この事態の推移によっては、いや、絶対心配がないですよといういいかげんなことは言えないですけれども、心配ない状況にしなければならない。現時点では心配ないと思いますと私は答えたのです。

菊地委員

心配ない状態にしたい、それはまさしく大事なことだと思うのですけれども、実は、国会でも今回の鳥インフルエンザの拡大については、行政の初動態勢のまずさがあったのではないかとということが追及されて、小泉首相はそれを認めているのです。小樽市でも養鶏を営んでいる方がいらっしゃると思うのですけれども、そういうニワトリに異常があった場合などに、例えば報告を怠ったにしても、罰則規定がないという、マニュアルどおりにやってもらっていない、そういうことが今回非常にまん延してしまったということがあると思うのですが、小樽市で、もしそういうことが起きたときに、保健所としてのかかわり方というのは、どういうふうになっているのでしょうか。

保健所長

現状は、国の方も縦割りということで、実際に我々は非常に困っているというのは事実です。では、今、鳥インフルエンザに関して、全国の保健所が果たす役割は何かというときに、法的な部分、通達の部分が見えません。しかし、ここは政令市ですから、市民も鳥インフルエンザに関しては保健所に電話してきます。そして、我々はそれを道の家畜保健衛生所との連携でやることになってはいますが、歯車が合えばすごくいいのですが、なかなか時間に合わない。そうなったときに、政令市保健所として、小樽市s保健所の役割としては、要するにどこからどこまでが役割だということではなくて、市民の健康に関する部分は、全部取り組まなければならないと思っています。そういった意味では、1月から鳥インフルエンザは非常に危険だと思っていますけれども、けっきょく国の縦割りの組織というのがまだ災いしている。まだ各部署がうまいぐあいに円滑に回っていない状況はあると思います。しかし、保健所としては、健康に関することはタッチしていかなければなりません。トリに関しても、ニワトリに関しても、野鳥に関しても、人に関しても、そういったことでは態勢を相当前からいろいろと考えています。

北野委員

釧路広域連合における三菱重工の件について

北しりべし廃棄物処理広域連合議会で聞いたのですけれども、3回しか質問できないので、積み残しているのがたくさんあるわけです。それで、環境部にお尋ねしますが、広域連合長である市長は、三菱重工が釧路広域連合の焼却炉を落札後、工事に着手していない経過について、北しりべし廃棄物処理広域連合の選定の7社の一つですから、三菱重工を呼んで、その事情を聞いてみると答弁して、そのままになっているのです。呼んで三菱から話を聞いたのですか。聞いたのであれば、どういう結果だったか報告してください。

環境部長

広域連合議会の中でそのような話があったことは聞いておりましたけれども、まだ広域連合の方から、どういう実態にあるかということについては、私の方は報告を受けておりません。

北野委員

そういう受動的なことだったら困るのですよ。平成16年度予算に3億1,075万9,000円の負担金が出ているわけでしょう。それを審議するに当たって、その一番肝心なことが答えられなかったら困りますから、これが一番肝心だとは言いませんけれども、これは、だれか人を聞かせに行かせてください、同じ庁舎内にいるのだから。

焼却炉発注方式について

その間に、聞いておきます。一つは、発注方式について聞いても検討するというので、先送りされているのです。しかし、予算だけはもうかって決めてしまっているのです。今話した3億円余りの予算が出ているわけですから、発注方式をどうするのか。私は地元業者が確実に請け負えるような発注方法をとるべきだというふうに言っているのですが、その辺については、いかがですか。

環境部長

市長も、広域連合長として、広域連合議会の中でお話ししておりますように、やはり地元業者が参入できる部分も相当あるでしょうし、また、やらせるべきであると。こういった考え方に立っておりますので、今段階において発注方式については、検討中であるというふうに、広域連合からは聞いております。

北野委員

そういう問題について、予算を提案しておいて、広域連合議会でも答えない。ここ小樽の議会でも答えない。しかし、4月にはこの予算が執行されるのですよ。5月の広域連合の臨時会で契約案件が提案されることになっているのですよ。広域連合で聞いても答えない。ここで聞いても答えない。終わったらどんどん仕事は進んでいくと。

こんなことで審議なんかできないでしょう。全く不可解ですね。

これについて、私は意見があるのですが、広域連合の質問を準備するに当たって聞いたら、全国都市清掃会議からプラントメーカーへの一括発注方式だということが指示されていると。確かに、焼却炉の問題については、広域連合は素人の集まりですよ。詳しい方もおられますけれども。だから、全国都市清掃会議からいろいろ知恵をおかりしながら、よりよいものをつくろうという努力をこの間されてきたと思うのです。しかし、それはあくまでも技術上の問題であって、北しりべしのごみ質その他にこういう方式がいいと。けっきょくストーカ式灰溶融炉プラス電気式ですよ。これが選ばれたと。それから焼却炉のトン数も決まったと。私はトン数の決定については異議ありませんけれども、しかしそういう形で技術上の助言を受けながら進んできているのです。もちろん技術検討委員会に委託して、いろいろ検討してもらって、全国都市清掃会議とも相談しながらやってきたという経過はじゅうぶん承知しています。しかし、発注形態になぜ全国都市清掃会議が口を出してくるのか。どういう根拠でプラントメーカーへの一括発注でなかったらだめだと、広域連合に言う権利があるのですか。

環境部長

ひとつ誤解がありまして、広域連合が全国都市清掃会議と話をしてきたというのは、プラント発注の場合、こういう事業の場合に利点としてどういうことがあるのかと、こういったことを聞いたということであって、全国都市清掃会議が必ずしも広域連合に対してプラントの一括発注をしろと、こういったようなことを言っているとか、口出ししているとか、こういったものではないというふうに考えております。

やはり、私としては、まだ決められていないことを、今、ここで答えるわけにはいかないもので、そういった意味では、市長がこういった要請を受けて、できるだけ地元の仕事が回っていくような方法で、どういった方法が考えられるのかということについては、現在もまだ、その発注方法については検討中であると聞いています。決して全国都市清掃会議がこういったことに口出しをしたと、こういった指示をしたことはないというふうに聞いています。

北野委員

誤解だと言うけれども、誤解ではないです。私は広域連合の議会で質問をしていますから、いろいろ準備の過程でも聞きました。どういう場面で一括発注だと言ったかということ、北しりべしに小樽の業者がぜひ地元仕事を欲しいと。何十年に1回の仕事だから。そういうふうに言ったら、説明会をしていただいたと。その中で、全国都市清掃会議の人が来て、そしてそこで一括発注ですと、地元業者に向かって言っているのです。地元がいかがですかと聞いて、広域連合がそれに対して一括発注だなんて、そんなことないですよ。地元業者の説明会で全国都市清掃会議の代表がそういうことを言っているのです。そのとき地元業者がショックを受けているのですよ。私は何も誤解なんかしていません。事実に基づいて言っているのですから、あなたの方が誤解しているのではないですか。

環境部長

その発注形態を決めるのは、これはやはり広域連合で決めるべきものであって。

北野委員

私もそう思うから聞いているのです。そこへ何で全国都市清掃会議が口を挟むのかと聞いているのです。

環境部長

ですから、確かに地元業者を呼んで説明会を開いたところに、全国都市清掃会議も確かに同席したということも私も聞いておりますけれども、その場で全国都市清掃会議が一括発注ですというのは、私としては不可解な思いで聞いています。

北野委員

不可解だから聞いたのです。

環境部長

そういうようなことは私は聞いてございません。また、そういった趣旨に立って、それだけのことを現在広域連

合の中で、どういう発注形態にするかは、まだじゅうぶん検討していると、こういう段階にあることをご理解願いたいと思います。

北野委員

理解できないね。このことについても、あなたの方が事実誤認ですよ。全国都市清掃会議から技術の指導を受けることについては、私は否定していないのです。だから、地元業者への説明会に来て、技術上、こういう問題があるのだというような話をされることについては、私は何も否定していないのです。これまでも一貫してやっているのですから。発注方式についてまで、プラントメーカーへの一括発注だなんて、なぜ全国都市清掃会議の人が言わなければならないのか。おかしいですよ、これは。あなたの方が事実誤認ですよ。だから、けっきょくこの問題にも答えないと。あなたはわからないと言うのだから。これで三つ目だよ、答えられないのは。予算を提案しながら。

広域連合の予算について

次、広域連合の予算にかかわってなのですが、昨年の広域連合議会で広域連合の理事者は、私の質問に対してプラントの落札価格、幾らで落札されていて、それが適正な価格競争に入っていると答えているのですが、そのときは幾らというふうに連合議会で答えていましたか。

環境部長

今、資料を持ってきていないので、明確な答弁はできませんけれども、従前は例えばトン当たり5,000万円だ、6,000万円だといったようなプラントが、例えば2,000万円台になっていたり、3,000万円台になったり、価格にも差がある、そういった事実があるということについて、話したという記憶はございます。

北野委員

これも正確でないですね。あなたのおっしゃるとおり、平成14年11月のダイオキシンの第3次規制クリアに向けて、全国あちらこちらで広域連合や一部事務組合で焼却炉をどんどん新しくしたのです。ブームだったのです。そのときですよ。各社とも処理施設、特に公害防止施設なども一定程度確立した中で、適正な価格競争に入っているとして、2,000万円台が適正価格であるように理事者が我々に説明したのです。それは事実だよ、説明したのは。議事録に載っているのだから。これは否定できないでしょう。2,000万円台が、これは三菱重工に限らない。そのほかのメーカーでも2,000万円台で受注しているのです。全国であちらこちらにあったときにですよ。ところが、北しりべし廃棄物処理広域連合は平成16年度発注予定でした。ほんのわずかしが全国に新設がないのです。山を越したものだから。そうしたら、建設ラッシュ時よりも競争が激しくなることは明らかでしょう。価格が下がって当たり前なのです。ところが、今年の予算で3億1,000万円余りの前提となっている焼却炉の1トン当たりの額は幾らで提案していますか、あなた方は。

(環境)管理課長

トン当たりで、約4,900万円程度かなと思ってございます。

北野委員

そうすると、話がおかしいでしょう。2,000万円台が適正価格競争に入っているというふうに、我々に事例を挙げて説明しているのですよ。発注の物件が極端に少なくなっているのに、なぜ北しりべし廃棄物処理広域連合が予算として4,900万円を計上しなければならないのか。私はわけがわかりません。どういうわけなのですか、これは、聞いてもとうとうはっきりしないまま終わっているのですよ。

環境部長

私どもが、広域連合から話を聞いているのは、あくまでも一時期の価格については、そういう価格競争の中でそういう金額になっていたということを説明したわけであって、必ずしも2,000万円台、3,000万円台というのが、適正な価格であるとかないとかということではないというふうに私は理解しております。

それと、今回の予算は、そういうふうになったわけですが、これについては、いわゆるプラントメーカーを7社に絞りこんだわけですが、その中からやはり各社から見積書を出してもらって、その中でそれぞれの項目で最低価格のものに、いろいろ全国都市清掃会議や日本環境衛生センターからも知恵もかりながら、そういう価格で算定したというようなことです。これはあくまでも7社から出てきた金額を参考にして出したものであると理解している。ですから、それがそのときの2,000万円台、3,000万円台が、極めて適正であるとかないかという、そういった議論とは少し違うのではないかと、こんなふうに感じます。

北野委員

それはすりかえですよ、環境部長。後段言ったことは私が言ったことなのですよ。あなたがおっしゃった後段の答弁は、私が広域連合議会で指摘したことです。つまり、去年、7社から見積仕様書が出たのです。いろいろな性能の部門がありますから、その各項目ごとの7社の一番安いものをずっと足して行って平均した、一番安いところだけ食いちぎって足しただけの話なのです。そうしたら、トン当たり4,900万円だということになったのです。7社の一番安いところだけ食いちぎって足したものが4,900万円だから、7社の出したものは、トン当たり4,900万円というのはないのですよ。もっと高いはずなのです。だから、その7社の分、全部見せると言ったら、とうとう見せないのです。秘密にかかわると、明らかにしなかったのです、7社が幾らで見積仕様書を出しているか。だから、あなたの言ったことは、私が指摘したことなのですから、それはその限りではいいですよ、経過は。そのことは私の言っていることだから、あなたが理解しただけの話なのだから。

それから前段で、あなたは2,000万円台で推移しているということが適正な価格とは思わないと、かつてに言っているけれども、私たちは広域連合議会で議論したことを前提にして、この予算の審議もしなければならぬのですよ。そこで話したこと、答弁されたことを、環境部長が否定したら、どういうことになるのですか。もう一回、広域連合議を開き直してもらわなければならないでしょう。広域連合議会で答弁で2,000万円台で推移しているのが、適正な価格競争だと私たちに説明しているのですから、それをあなたが今、否定したのだよ。そうしたら、広域連合議会でやった議論を、もう一回やり直さなければならないでしょう。だから、今、幾つか聞いていただけても、不可解です。納得のいく、答弁がされていないのだから、3億1,000何がしの予算を出しているけれども、議決に当たって、聞いても答えないまま議決してくださいというわけにはいかないよ、これは。きちんと答えてください。

環境部長

私は、2,000万円とか、3,000万円とかが価格競争の適正なものだということは、私は前回の議会の中では、理事者側からそういう答弁はしていなかったのではないかと思います。

北野委員

違うって。

環境部長

実際にそういう事実、そういう。

北野委員

記録見せるかい、そうしたら、部長。答弁していないなんて、とんでもないこと言うのなら。事実だよ、答弁しているのは。

(「見せた方がいい」と呼ぶ者あり)

北野委員

見せてあげる、そうしたら。委員長、休憩してください。とんでもない話だよ。広域連合議会で理事者が答弁していることを、していないと言うのだから。

環境部長

適正な価格競争だという言い方というのは、ちょっと理解できないのですけれども。

北野委員

あなたは理解できなくても、広域連合議会できちんと答えているのです。それをあなたが理解できないとか、違うとかなんて言ってもだめですよ。何言っているの。ここに議長いるのだよ。見楚谷委員長は議長なのだから。見楚谷委員長だって聞いているのだから。議事録にまで載っている答弁を否定するなんていうことがありうるのかい。おかしいでしょう。

(環境)五十嵐主幹

私も、広域連合事務局と併任辞令が出ているものですから、前回の議会に入っておりまして、その中で2,000万円が適正な価格であるような形では、答弁していないと思うのです。

北野委員

主幹ね、言葉を微妙にすりかえたらだめさ。私も正確に言っているよ。答弁では、2,000万円台で推移していると。そのことに対して、適正な価格競争に入っているとしている。私、そのことを引用しているのですよ。それは、適正価格だなんて断定してません。答弁のとおり言っているのです。だから、適正価格と適正な価格競争に入っているのとは、どういうふうに、そうしたら、違うのですか。説明してください。

(環境)五十嵐主幹

私が、今、委員に答弁したことは、いわゆる適正価格だというような表現をしたものではないという形で、広域連合議会で答弁していたと。

北野委員

いや、だから、それはそうだって。適正価格だと答弁したなんて、私は言っていないでしょう。適正な価格競争に入っているという表現だから、そういう表現で、私は言っているでしょう。断定なんかしていないよ。それが、なぜ4,900万円が予算が出ているのか、あまりにも開きがあるから説明してくださいと言っても、納得のいく説明でないでしょう、予算を提案していながら。

環境部長

私ども、議事録まで確認しておりませんが、仮に適正な価格競争に入っていると、それは一つの競争ですから。ただ、それは適正価格とはまた違うものであると、そう考えるのなら、やはり少なくとも、今これから検討しようとしているのは、この一年かけて、各社からもそういうものをもらったり、そういったものの中で、広域連合としていろいろな価格の積算というものをしてきたと、私は思っているのです。そういった中の結果としての数字が4,900万円になったということですから、必ずしもこの価格が前回言いました2,000万円とか3,000万円とかという価格と比較されるべきものではないのではないかと。私どもとしては、もちろん業者からもらった価格を、最低価格といったものを参考にしながら出したものであると、こういうふうに考えております。

北野委員

委員長、私の質問の時間が、もうなくなっているのはわかっているのだけれども、3億1,000万円余りの予算を提案していて、聞いていることに答えてないのははっきりしているでしょう、幾つも。あなたの今の言っていることだって、おかしいよ。いろいろなことで見積もって、4,900万円と出したというけれども、広域連合議会ではそんな説明なんかしていないよ。私がお先ほど言ったとおりです。七つのメーカーの各部門の一番安いところだけ、ただ食いちぎって足しただけの話だと言っているのだから、それだけの話でしょう。それが、適正な価格というのかい、そうしたら。そして、7社は全国各地で展開しているのですよ。その7社があちらこちらで小樽以外のところでは、2,000万円台でどんどんどんどん札を入れていると。ところが、物件が少なくなった、北しりべし廃棄物処理広域連合の焼却炉に対して、一挙にトン当たり5,000万円台の見積仕様書の中で価格を出してくるのは、どういうわけなのか。私は不思議ですよ。だから聞いているのです。それをうのみにしていたのではないのかと。私は今度の議会を聞いていても、大畠委員もこのことについては、落札率でいろいろ言っているし、それから佐藤委員も広報おた

るの発注にかかわって、こういう財政の非常事態なのだから、きちんと考えると言っているわけでしょう。そういうときに、今回、3億1,000万円はトン当たり4,900万円なぜ出したのかと。この財政難のときに、私はわかりません。

環境部長

これにつきましては、広域連合としても、プラントメーカーからの見積りという、一つの一定の結果に基づきまして、そういった出てきた価格であると、私どもは思っております。確かに私も釧路のプラントとか、むしろ価格がそういう金額になっていないということは知っておりますけれども、ただ私どもの今回の7社の比較で得た価格が、そういった形で出てきたということであれば、まずそれを参考にしながら、私どもはつくっていかねばならないと、こういった趣旨だというふうに思っています。

北野委員

答えになっていないね、どう考えたって。明確に前段の方は答えていないのが3つあるし。予算を提案していて、聞いても答えなくて、議決してくれといたって、議決のしようがないでしょう。意見は分かれてもいいですよ。けれども、答えられないというのだったら、困るよ。意見が分かれることはしょっちゅうあるのだから、理事者と私たち野党は。だから、意見が対立しているから採決できないということは、私どもは言いません。けれども、答えなくて議決してくれというのはだめですよ。

環境部長

前段の発注方法の問題につきましては、これは決まっていたのであれば、もちろん私の方でも明確にお答えしたいのですが、現在のところ、まだ発注方法については決まっておりません。これはできるだけ早く。

北野委員

決まっていないのはわかっている、今聞いたから。なぜ全国都市清掃会議が口を出すのかと。その根拠がわからないと。

環境部長

これは、広域連合に私再度確認したいと思いますけれども。

北野委員

その保留した部分を全部、確認してきてください。

環境部長

全国都市清掃会議が一括発注すべきだとか、どうだとかという、そういう口出しをできるものではないというふうに私は思います。

北野委員

いやいや、環境部長、だめだって、そんなの、あなた、事実をゆがめたものなんてだめだよ。だめだ、答弁になっていない。そのほかにも答えていないのだから。これで早く終わってくださいなんてならないよ。財政難なのだから、みんな心配しているのだから、納得のいく答弁してください。

委員長

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後4時37分

再開 午後4時42分

委員長

会議を再開します。環境部の方では、先ほどの答弁を精査中で、今、理事会を開いたのですけれども、要するに、

今、一般会計の中において3億1,720万円が出ていますので、その部分の質問という形の中で、理事会の中でも押さえましたので、それは広域連合の方と少しやりとりしてもらって、きちんと北野委員に答弁をしてもらおうということをお願いしたいと思います。

それでは、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後4時43分

再開 午後5時42分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

なお、先ほどの理事会の中で協議をいたしまして、北野委員に対します環境部の答弁が、まだ調っておりません。しかし、時間的なこともありまして、答弁については後ほど行うということで、理事会の中で決定していただきました。

そこで、環境部の部長と次長が、今、まだ答弁の準備をしていますので、離席をされたまま進めてまいりたいということで、ご了解いただきたいと思います。

それでは、自民党に移します。

吹田委員

保育料の値上げについて

それでは、保育所にかかわってのことで、質問したいと思います。

15年ぶりに保育料の値上げが行われまして、4月から値上げするということですがけれども、情報の公開があって、1か月ほどたちましたけれども、この中で市にもこの値上げにかかわってのことで、新たにいろいろな意見や要望等が入っているのかどうか。また、入っていた場合に、市はどのように説明を含めて進めているのかを、聞きたいと思います。

(福祉) 児童家庭課長

委員がご指摘のように、15年ぶりの値上げということもございまして、私どもの所長会議等で伺っておりまして、保護者の方々から、こういった改定についてのご意見等があれば、私どもの方にその件数なり、詳細なりを伝えるようにということで通知してございます。保育所長会議の中でも、そういった形での状況の報告について、問いかけているところですが、現状ではこの値上げについての、意見等は、保護者の方から出されてきているといった報告は受けてございません。

吹田委員

今、公立の方の話がございましたけれども、民間の方でも話を聞きますと、あまりこれについてのご意見等がなく、市の広報、いろいろなこういう情報の中で、保護者の皆さんもある程度は負担もやむをえないのかなと、こういう形で考えているような感じがしますので、これにつきましては、以前にも話しましたけれども、なるべく預けやすいということになりますと、保育料は少しでも安い方がいいのかなと、思うわけなので、これからも鋭意努力していただきたいと思っております。

待機児の状況について

今年度、待機児がたいへん多かったと思いますけれども、この4月の段階で、まだ4月になっていませんけれども、入所申込みの状況につきまして、三、四年前からの4月段階での申込みの状況がわかれば、お知らせ願いたいと思います。

(福祉) 児童家庭課長

平成13年度以降の4月当初の入所状況、待機児童、その合計数という形で答えさせていただきます。13年度の4月につきましては、入所児童数が1,347名、待機児童が15名、合計で1,452名であります。ですから、この13年度の段階では、待機児も含めましても、全体としては定数の中でおさまっているといったような状況になっております。14年度は入所児童数1,470名、14年度から国の待機児の認定方法が変わっておりますけれども、旧の方の待機児のカウンターの仕方でお答えいたしますが、待機児が17名、合計で1,487名です。それから、15年度当初につきましては、入所児童数が1,494名、待機児が37名で、合計で1,531名という数字になっております。ですから、数字から見ますと、15年度当初から入所希望がたいへん急増しているという、そういったような状況になっております。また、今年度につきましては、先ほども申し上げましたとおり、今現在の入所希望が1,565名ということで、50名の定数増をしてもなお、50名ほど定数を上回っている状況になっておりますが、先ほども申し上げましたとおり、その枠外等も含めて、待機児童の解消に努力してまいりたいと考えております。

吹田委員

今年度、公立施設の方で50人ほどの定員の枠を増やしたのですけれども、その枠を増やした保育所に入所を希望されている方々の状況というのは、前年と比べてどの程度になりますか。

(福祉) 児童家庭課長

委員もご承知のとおり、入所希望としては、第1希望から第3希望までとっております。これ、民間、公立に限らずなのですけれども、保育所によっては、たいへん多くの希望があるところ、地域性もありますが、他の保育所ではまだ余裕のあるところ、そういったような状況になっております。私ども、今、担当者の方から第1希望が無理であれば第2希望ではどうなのかといった、そういったような保護者とのやりとりをしております。現状でまだ、それぞれの保育所ごとがどの程度待機児が出るのか、そういった形ではまだお示しできない状況であります。

吹田委員

今年度は、380人程度の方々が卒園されて離れられると聞いていますし、それに近いぐらいの入所希望があるというような話も聞いておりますけれども、どちらにしても小樽市の場合、基本的には多くの場合、育児休業開け等で利用が多い関係がありまして、4月当初ではなくて、それ以外の時期に入った段階で、入所希望者が多いという形でございますので、ここら辺につきましては、今回定員を変えて増員したということなのですけれども、もっとも預ける側に立った動きになっていただければと思っております。

保育所運営費の国庫負担金の一般財源化について

それで、財政的なものでお伺いしたいのですけれども、今年度公立の保育所運営費の国庫負担金の一般財源化という問題でいくと、今までは義務的経費の抑制、国庫支出金とか、それから道の支出金とかと、児童福祉費の負担金というものの対応で入ってきたのですけれども、これからは地方交付税の形で入ってくることになりそうですね。道は直接関係ないと思いますが、国からという形でございます。その中で、国の方ではこういう形の交付税にした関係で、今、国の財政再建で1兆円の削減ができたという話をしているのですけれども、実際に小樽市にとって、今、公立の場合、14年度で実質かかる費用が約7億8,000万円ぐらい、そのうちだいたい5割ぐらいがこういう形の中から入ってきているのですけれども、これについて、実際に今の状況から考えますと、一般財源化からいきますと、市の財政に対してどの程度かと思っておりますので、

(福祉) 児童家庭課長

ご指摘のとおり、16年度から国庫負担金と道負担金が一般財源化されるということになりました。それで、今までは私どもも特定財源ということでの予算計上をしておりました。この部分の16年度の予算ベースで申し上げますと、公立保育所の部分が該当するわけですけれども、総額では2億7,860万円ほどの特定財源が削減になるという形になっております。国の施策では、その分を一般財源化で見るという形になっておりますが、それがどういう形で

見られるのか、それ自体は今度歳入の担当が財政課の方になりますので、財政課の方とも今後の推移を見ていきたいと考えております。

吹田委員

どちらにしても、財政問題では麻生総務大臣がいろいろと発言しているようでございますけれども、国は基本的に、地方がやり方を検討していただきたいということで動いていると思いますし、また全国的には、公設のものを民間にということでやっていますけれども、これがこの一般財源化によりまして、加速をするのではないかなと考えております。これにつきまして、今後の見通し等がございましたら、お聞かせください。

(福祉) 児童家庭課長

公立保育所の民営化という趣旨のご質問かと思えます。これにつきましては第4回定例会の吹田議員の一般質問の中で、市長からも今後運営の委託、あるいは移管も含めて検討していきたいということで、答弁をさせていただいておりますが、公立保育所については、国の負担金が一般財源化になるという、そういった新たな状況も加わっておりますので、改めてこの課題については、検討してまいりたいと考えております。

吹田委員

ぜひ、この辺のことにしましては、財政の問題も絡めて、しっかりした対応をしていただきたいと思います。

横田委員

ふれあいパスについて

福祉部にふれあいパスについてお伺いたします。

さきの参考人の意見聴取のときにも、ふれあいパスの話が、ずいぶん皆さん方から出ました。今日は、その所管ですので、ふれあいパスの話がずいぶん出るのかなと思っておりましたが、そうでもないということです。

まず、我々の立場、我が党は代表質問で申し上げましたように、この制度はやってもらいたいということであり、それには、はっきり言いまして、交通事業者の協力がなければできないわけです。これが現実です。バス事業者には責任を押しつけているのではないかというご意見もちろんありますけれども、現実には交通事業者にも今後も協力してもらわなければならない。そういう中で、実態とかい離があるという話でしたが、この中央バスの乗車回数等について、どのような調査をして、10億円とか10数億円とかという話になっているのか、その中央バスの調査方法について、お知らせ願います。

(福祉) 高齢社会対策室高齢福祉課長

中央バスの調査方法でございますけれども、ふれあいパスの制度は平成9年度から、スタートしておりまして、この平成9年度から6月と2月に毎年度実施してございます。6月、2月のそれぞれ日、月、火の3日間、市内で運行する全路線を実態調査してございまして、例えば6月につきましては、夏期間ということで、この6月の調査実績を4月から11月までの実績として、算定してございます。それから、2月につきましては冬期間ということで、12月から3月期の利用ということで算定してございます。その調査した結果、稼働日数を掛け合わせまして、最終的には、例えば14年度、15年度でいきますと、550万回、あるいは560万回という調査実績が出てございます。

横田委員

550万回というと、200円にしますと11億円ですか。市の方でも調査をされているというふうにお聞きしておりますが、この調査の方法と調査結果についてお聞かせください。

(福祉) 高齢社会対策室高齢福祉課長

平成12年7月に調査を実施してございます。私どもの方でも、ふれあいパスの利用者に対して、調査を実施してございまして、直近の1週間について利用実績というか、調査した結果、乗っている人、乗っていない人も含めまして、平均でならずと、270回以上お使いになっているという調査結果が出ております。交付実績が、平成12年度で

すと2万人ぐらいに交付してございますので、それから推計しますと、やはり500万回以上の実績があるということで、ほぼ中央バスの調査と一致しているのではないかと考えてございます。

横田委員

市が12年7月にやられたということですが、中央バスの12年度の調査は何万回ですか。

(福祉)高齢社会対策室高齢福祉課長

中央バスの12年度の調査推計でいきますと、530万回利用ということですよ。

横田委員

中央バスの方が530万回、市の方が270回の2万として540万回と、合っているというような話ですね。それで、1乗車につき、100円をいただくということですね。そうすると、以前に稚内市の例が出ていましたが、料金を取ることになると3割方減るだろうという話でした。そうすると、11億円という計算が面倒ですので、一応10億円としましょう。10億円のうち、減って7億円の乗車があるとしましょう。その半分をいただくわけですから、3億5,000万円、それから市から1億5,000万円ですから、単純計算で申しわけないですけども、5億円が中央バスに入ります。しかし、7億円乗っているという話ですね。ですから、今の制度ですと2億円足りない。とりあえずは、こういう計算でよろしいですか。

(福祉)高齢社会対策室高齢福祉課長

仮に、例えば7億円という仮定でいきますと半分で3億5,000万円が利用者から入ると。市から1億5,000万円ということで最終的に単純計算になりますけれども、事業者としては5億円入りますので、それでもなおかつ2億円のかい離があるということは言えるわけでございます。

横田委員

企業として2億円が入ると入らないのと、もちろんそうだと思いますが、問題は今後、高齢者も増えていくわけですよ。それから、一時的に3割減るという計算ですが、この後も増えていくかもしれません。それから、今言ったように、お年寄りの自然増というのもありますから、乗られる方も増えてくる。仮に、またその10億円に戻った場合に、半額ですから5億円、それから1億5,000万円ですから6億5,000万円、10億円から引くと3億5,000万円というかい離になるわけですが、そういうふうにだんだん離れていった場合に、バス事業者との協議を、また新たにしていけるのか。それとも今、言ったような計算でなっていくのか。これは事業者とどのような話し合いになっているのですか。

福祉部長

このバス事業者との関係では、市民の足を確保していく上で、将来的な安定性という関係から、ぜひかい離を埋めてほしいと、こういう形の中で、私どももこういう状況なので、何とかお願いしたいと。こういうお願いの下に最終的には、市内一円の100円負担というものと、それから1億5,000万円という形の中で、これを最終的に了承していただく上で、16年度中に、もう一回利用実態調査をさせていただいて、その結果を踏まえて協議をすることということを前提にしながらの部分でございますので、当然これからもう一度16年度中に協議をしていくと、こういうことになろうと思います。

横田委員

さらに協議をする。それから調査もする。市の調査をするということですね。

福祉部長

市と、それからバス事業者、双方で調査をするということでございます。

横田委員

もちろん、参考人の方もおっしゃっていましたが、無料であった方がいいには決まっているのですけれども、今、言ったようなことで、ご協力を仰がなければならぬ部分もたくさんあります。市の財政ももちろんというこ

とです。それで、他県の例を見たのですが、横浜の方なのですが、ここでは70歳以上を対象に、6か月2万円というパスを発行している。6か月で2万円らしいです。それで乗り放題というパスをつくっています。バス事業としてやっているわけですから、自治体からは補助が出ているわけではないのです。半年2万円という、たくさん乗られる方は、けっこう安い価格になるのかな。ですから、こういう制度を事業者をお願いして、その一部を幾らか負担していくというか、そういった方法によって、たくさん乗られるお年寄りを救済するということでしょうか、そういう方法も考えられると思いますが、いかがでしょうか。

福祉部長

私どもは、できるだけ現状の制度を維持したいという立場で、いろいろ協議をしているつもりです。先ほど来、お話ししていますとおり、年間約270回強の利用状況です。これをプリペイドカードにするということになりますと、例えば市の1億5,000万円というものをプリペイドカードにして、2万人で分けると、単純計算で7,500円。利用が年間5万円に対して7,500円ですから、その率からいいますと、2割にも満たないと思うのです。したがって、そうやって考えていきますと、利用状況270回をできるだけ私どもも利用していただきたいという立場の中で、いろいろ協議してきた経緯があるわけですが、ただ、今後の中で当然、検討の中には、今、言いましたとおり、札幌市ではプリペイドカードを検討されて、なおかつ一部負担という話もございますし、いろいろな選択肢はあるかと思いますが、当面はこの実態調査、こういうものを踏まえながら、この16年度100円負担というものがどういう形で影響を与えるのか、そこら辺を含めて、調査した上でいろいろな角度から検討はしていかなければならないのかなと思います。

横田委員

いや、そうではなくて、話はわかるのですけれども、今の制度は1乗車につき100円にして、もちろんやるのです。そして、たくさん乗る方がいますよね。以前共産党が例に出しているように1日4回乗られると、月に1万2,000円かかるという話もありました。そういう方たちが、何人かおられるかと思いますが、バス事業者と相談して、これ実際、バスの事業としてやっているわけですから、たくさん乗られる方には、そういった高齢者用の乗り放題の定期を買っていただいて、そこを若干補助できるのかできないのかは、また別にしても、今、中央バスにはそういう制度がないわけですから、そういうこともお願いしながら、そのたくさん乗る方の救済措置もあるのではないかとということなのですが、室蘭の状況はわかりますか。

(福祉) 高齢社会対策室高齢福祉課長

室蘭市の状況は、一月、例えば、5,000円という額をお支払いただくと、バス事業者の方で登別市と、それから室蘭市と伊達市とをフリーで使えるというパスを出すという形になっています。その中で、市が600円負担して、バス事業者もまた協力いただいているのです。バス事業者は、500円を負担していただいて、残り3,900円を市民の方が負担するという形で、バス事業者が交付して、最終的には600円分をバス事業者が市に請求して、それを助成した形で配布しているという状況になっています。

横田委員

室蘭市はそうですね。今言ったような形で、室蘭市、登別市、伊達市と、この3市で3,900円で乗り放題できるのだよと。だから、そういう制度を合わせながら、いろいろな知恵を出しながら、このふれあいバス事業を継続していただきたいというのが、私の意見です。

福祉部長

ただいま、いただいたご意見等も含めまして、また検討をさせていただきたいと思います。

前田委員

環境部に質問いたします。

不法投棄監視パトロール員について

不法投棄のことについて、お伺いします。

まず、不法投棄監視パトロール員という方がいると伺っております。設けられた経緯について、まず聞かせてください。

(環境)管理課長

不法投棄の監視パトロール員配置の関係でございますけれども、私ども、いろいろとごみ減量化等を進めてきてございますけれども、その中で、反対方向的に動いている不法投棄の多発が懸念されるところでございまして、私どももその体制強化といえますか、道路巡回のパトロールの体制強化に努めていきたいということで、平成13年度から嘱託員による不法投棄の監視パトロール体制をとってきてございます。

前田委員

それでは、監視パトロール員の人数と監視体制について、聞かせてください。

(環境)管理課長

監視パトロール員のパトロール期間でございますけれども、毎年4月から12月まででございます。平成15年度は嘱託員を3名雇用してございます。そのうち、2名のペア体制で月曜日から金曜日、平日でございますけれども、パトロールを実施しているという状況でございます。

前田委員

それで、監視パトロール員の監視地域というのは、どういうところなのですか。

(環境)管理課長

区域の関係でございますけれども、不法投棄される箇所というのは、人目につかない山間部の道路沿い、また、海水浴場付近の海岸線が多いということで、その辺をポイントとして巡回しているわけでございますけれども、一応市内一円というような中で、その日その日巡回してございます。

前田委員

それらの監視パトロール員の不法投棄の摘発事例と効果、これについて知らせてください。

(環境)管理課長

摘発事例でございますけれども、事例としてはございません。ただ、雑ごみ関係の不法投棄でございますけれども、行為者が判明したというものはございます。例えば、平成14年度は4件、平成15年度、これは1月まででございますけれども2件と、それぞれ行為者に対しまして、私どもとして厳しく注意を促して、ごみの関係の回収処理をしてもらった事例はございます。あと、効果の関係でございますけれども、毎日の巡回パトロール、またそれから通報による対応の中で、私どもといたしましては、不法投棄現場といえますか、その実態把握が適宜行われているのかなと思ってございます。例えば、その不法投棄現場が市民の生活環境に影響を及ぼすような状況であれば、私どもといたしましては、即、回収の対応、あるいはその回収の手配を適宜行っているものと思っております。

前田委員

この不法投棄に対する罰則というのは、あるんですね。

(環境)管理課長

法の中では、罰則がきつく定められてございます。5年以下の懲役、又は1,000万円以下の罰金。さらに、法人に対しましては、1億円以下の加重罰ということになってございます。

前田委員

それで、監視パトロール員以外での不法投棄対策というのは、何かとられているのですか。

(環境)管理課長

私ども、その不法投棄絡みでは、そのパトロール員の配置でしかございません。

前田委員

不法投棄の関係については、すべてパトロール員にゆだねられているというか、摘発等、頼っているということになるのですね。

(環境)管理課長

実際に巡回パトロールをしていますのは、囑託員がメインでございますけれども、当然係員の中に係長、担当員もございますので、それら含めて、対応しているところでございます。

前田委員

港湾地域の残置物について

それで、以前からほかの委員も質問しているのですけれども、港湾区域の自動車、家電製品の放置が以前から指摘され、問題になっています。しかし、一向に改善された様子は見られません。それで、私もこの定例会前に港湾地域を見て確認してきたのですが、写真も撮ってきましたけれども、こういった家電製品だとかストーブだとか、こういうものが置いてあるのです。これにほかにも自動車部品とかいろいろ置いているのですけれども、このことについて質問をさせていただきますけれども、一応私は残置物というふうに言わせていただきますけれども、これらの所有者はいるのか。また、これは経済行為物なのか。要するに商品なのかということなのです。それとも、不法投棄物なのか。これを含めて、見解を聞きたいと思います。

(環境)管理課長

その話でございますけれども、私どもとしては、港湾関係であれば、当然のように土地あるいは建物の占有者は港湾管理者ということになるかと思えます。その土地、あるいは建物の清潔を保持するということは、そこそこの責任者によってやっていただくと。これが法令の中で述べられてございますので、その中で対応しているのかなと思っているところでございます。

前田委員

ということは港湾区域だから、環境部は関係ないよということなのかな、どうなのですか。

(環境)管理課長

実は、港湾部でクリーンポートと称しまして、年に2回ほど清掃関係をやっております。港湾管理区域内の清掃関係でございますけれども、この清掃実施に当たりまして、環境部といたしましても、収集車両の手配等でその清掃実施に当たって、連携をとりながらやってきている経過もございます。私どもといたしましては、環境部がそちらに目を向けないということではなくて、港湾部といろいろな横の連絡をとりながら、その不法投棄関係は進めていきたいと、このように考えています。

前田委員

関係ないのかと言ったら、関係あるということだと思いますので、それでお伺いしますけれども、私が今、前段申しましたようなことは、当然実態を把握されていると、今の答弁ではそういうことだろうと思うのですが、これらの不法投棄と思われるものの件数、量、これらはどの程度と押さえられていますか。

(環境)管理課長

港湾区域に限ってどのぐらいあるかというのは、把握してございません。ただ、毎月でございますけれども、各部署からの連絡は受けています。私どもなりには集計しているところではございますけれども、港湾区域にどのぐらいあるかというのは、数量的に押さえてございません。

前田委員

それで、不法投棄監視パトロール員が、港湾区域へ出向いて、そういった活動というか、そういう仕事をしていただくということではできないのですか。

(環境)管理課長

パトロール員が行って回収をするということでございますか。

前田委員

いやいや、だから、そういう不法投棄と思われるようなものが、毎日のように行くのか、2日置きに行くのかはわかりませんが、そういうものを確認したり、あるいはそういう行為を行おうとしているような人に注意を与えたり、あるいはまた摘発だとか、こういった監視パトロール員としての業務の範囲を、そこまで広げるつもりはないかということです。

(環境)管理課長

巡回パトロールの中で、多少港湾区域内の中で不法投棄等を発見した場合には、当然、私ども、パトロール員の方から港湾部の方になろうかと思えますけれども、そちらの方にこういう状況であるという連絡はすることはあるかと思えます。

前田委員

今、その業務の中に、その地域、要するに港湾区域は入っているのか、入っていないのか。

(環境)管理課長

先ほど市内一円という中で、担当の方に確認しなければならないと思えますけれども、港湾管理区域内はあまり行っていないのかなというふうに思います。

前田委員

確認しなければならないというのは、その辺少しおかしいのではないかと、確認しなければならないという答弁は。パトロール員の業務内容というか、範囲というのは、確認しなければわからないような方々に頼んでいるのですか。

(環境)管理課長

先ほど言いましたように、聞いていますのは、山間部なり、海岸線の関係というのは常時パトロールをしているということございまして、車両日誌関係も確認していますけれども、100何十キロメートルも走っているというのが実態でございますので、市内一円はパトロールをしているというような私はとらえております。

(環境)工藤副参事

市内一円を一応対象にしておりますけれども、先ほどから管理課長から話していますように、土地の管理者、使用者又は所有者といいますか、これが原則的にやるということなので、しかも同じ市の港湾部という一つの官公庁なので、そちらの方でやってくださいと。ただ、港に来てここにゴミが落ちていますよということであれば、それは当然ながら、廃棄物事業所なり、パトロールなりが近ければやりますけれども、大々的なものについては、一応主体的なものは港湾部でやります。こういうことでございます。

前田委員

だから、先ほど少し話しましたが、そういう部署とか、部だとか、課だとか、それをまたいでも、これだけいろいろと問題が起きたり、経費がかかったりいろいろしているわけですから、横断的に行って、港湾区域であっても、土地の所有者は小樽市なのでしょう。土地の所有者が管理するというのは、その長男坊であろうが、次男坊であろうが、三男坊であろうが、だれが行ってもいいのではないですか。これは兄貴の仕事だから、おれは関係ないよという話ではないと思えますけれども、現在、監視パトロール員は、行かれていないようにも聞いておりますので、今度の仕事の業務の範囲の中に、そういったところも含めて、そういった不法投棄がなくなるような、又は事前に防止できるような方法をとることはできないのですかと、今、聞いているのです。

財政部長

今、環境部からも答弁いたしておりますけれども、いわゆる港湾区域といいますか、臨港地区内の管理というのは、港湾部がしているわけでございます。それで、今の不法投棄のふ頭内のごみについても、先般の委員会でもい

るいろいろ指摘がございましたけれども、やはりございまして、今、引き船の業務委託ということで、15年度からやっておりますけれども、その中の地上業務ということで、業務委託の中に、一応日曜と土曜は除くということになっているのですが、パトロールも業務の位置づけとしてやらせているわけです。日常的には、平日そういう形で見ているのですが、そういった不法投棄物を発見しても、なかなか所有者の特定ができないだとか、そういうようなことがあるようでございまして、今、前田委員もいろいろお示しいただいたような写真と申しますが、現場の状況がなかなか改善されないというような実態があるようでございます。港湾部としても、都度、所有者がわかれば指導もしておりますでしょうし、なかなかそれを特定するまでに時間もかかるということで、放置状態が続いているというようなこともあるようでございます。先ほど環境部からも話がありましたけれども、一定程度、時期に応じて清掃するような場合は、環境部の協力もいただいて、一体としてやっているというようなことを、財政サイドの押さえですけれども、そのような話になっているようでございます。

前田委員

それで、確かに昨日、市民クラブからの資料要求で、引き船の海上と陸上の業務の中の陸上の方に、そういったことが記されてあったのは私も知っております。知っておりますけれども、環境部がそういった監視パトロール員というものを設けているということなので、あえて環境部にお伺いしたのですが、それで、今日の委員会の所管ではないと思うのですが、改正ソーラス条約というのがありますね。総括に皆さん出ておられるから、これは聞いているとおりなのですが、これは、要するに港湾のそういったふ頭の入り口等々でフェンスをつくったり、門扉をつくったり、監視カメラをつけたりすると聞いているのですが、これらでそういった不法投棄を防止するとか、ケアするとか、こういったことに対して期待はできるのでしょうか。

財政部長

当委員会の所管とは関係ないのかもしれないのですが、一応この議論をずっと聞いておりますと、あくまでも改正ソーラス条約によって、今年4月1日から義務づけられるわけですが、それは港湾施設内の保安対策ということがこれは目的でございますから、間接的な効果として、そういうような施設整備がされた段階で防げる部分はあるかもしれませんが、本来の目的はあくまでも保安対策ということでございます。

前田委員

今、本来の目的はそういうテロ対策だとかそういったことなのは、私もじゅうぶん承知をしておりますが、テレビカメラや何かで、そういうモニターで監視するということですから、テープなんかに残ったり何だりするわけですし、間接的な効果としてそういったことも期待できるのではないかなと思って、今、ここで、最後落としどころだったのです。

財政部長

今、おっしゃったように、確かにどの程度の範囲で監視カメラをつけるかどうかという問題がございます。それによって、港湾部も答弁しておりますけれども、従来からいわゆる中古車の密輸だとか何かということが非常に取り上げられてございますから、したがって、そういうようなことと同じように、人のいないときにものを持っていくとか何かということは、そういう意味では発見できる可能性はあるのかもしれません。

委員長

自民党の質疑を終結し、公明党に移します。

斉藤(陽)委員

夜間急病センターの小児科の問題について

一般質問に関連しまして、夜間急病センターの小児科の問題について、伺いたいと思います。

まず、腸重積という病気について、どういう病気なのか。いわゆる腸ねん転、腸閉そくとの違い、関係はどうか。

それから、子どもに多いのか、大人もかかるのか。それから、生命への危険の度合いはどの程度か。さらに腸重積の発症の頻度などについて、説明いただきたいと思います。

保健所長

医学的な説明として、腸重積というのは、一般的な腸閉そくなどの一つの種類です。ただ、腸重積というのは、乳幼児に特有な病気ですから、乳幼児の病気というようなとらえ方です。そういう意味では、腸閉そくです。では、腸閉そくとどこが違うかということではなくて、腸閉そくの中の一種である。腸重積はどういったものかということ、小腸が、人間の腸はぜん動で上か下に動いていますけれども、小腸がそういうぜん動運動の過程で、大腸の中に入っていくという状況でございます。それは、小児の、特に乳幼児の腸が非常に動きやすいという特性があるために、乳幼児特有のものです。だいたい生後半年から3歳ぐらいまでが大多数で起こります。

緊急性ということからいいましたら、これは国家試験で山の上もいいたるところの問題で、腸重積イコールすぐに対応しなければならない。これはどんな医師でも当然知っています。看護師も知っています。そのぐらい緊急性があります。頻度は、確率としては、たぶん1パーセントから3パーセントぐらいだと思います。ですから、小児科の夜間の救急というよりも、一般的なすべて含めた救急の中でも、小児が泣いて、吐いて、腹痛を訴える、イコール緊急性のある腸重積というのが、今、看護師も医者も含めて、一般的な常識になってきています。

斉藤(陽)委員

今回の場合、おう吐と腹痛ということで、昨年12月25日の午前1時ごろ、この夜間急病センターを受診されたということで、今の説明を伺いますと、比較的小児に多いということで、この腸重積を疑うということはあってもいいと思われるわけですが、まず、この夜間急病センターの受付のシステムとしまして、こういうおう吐、腹痛などの小児の急患という場合に、どこが見るのかという点はどうでしょうか。

(保健)総務課長

ただいまの12月25日のケースでありますと、おう吐と腹痛ということでございますので、担当の内科医が診療することになっております。

斉藤(陽)委員

それで、その腸重積なのですけれども、この小児の場合の診断というのは、先ほど説明ありましたけれども、いわゆる小児科の医師でないとわからないのかと、そういう特殊な病気なのかどうかというところを、もう一度確認させていただきたいと思います。

保健所長

これは、一般的に私は看護学校とかで言っているのですけれども、要するに、救急を預かる看護師、医師は、乳児の腸重積は絶対見逃さないというのは、これは常識だと思います。

斉藤(陽)委員

それでは、今回のケースで診察をされた医師は、内科医だということなのですが、どういう医師だったのでしょうか。

(保健)総務課長

受託しております医師会からの報告では、大学の医局から派遣されている内科医というふうに伺っています。

斉藤(陽)委員

絶対見逃すなど、そう言われている病気を、結果的に見逃してしまったということになるわけですが、このことになりまして、診療科目として、内科、小児科、外科ということで標ぼうされているこの夜間急病センターとして、非常に残念なことだと思うのです。診療科目として標ぼうされていて、なおかつこの小児の絶対見逃してはならない腸重積というものをわからなかった、見逃してしまったという、夜間急病センターの役割として非常に問題ではないかと思っておりますけれども、どうでしょうか。

保健所長

これは、医師が非常に未熟だったからかどうかという問題とは、別だと思うのです。きちんと患者に対応したかという問題だと思うのです。例えば、同じ小児科の医師がいたとしても、きちんと対応しなければ、実際にこういった事例はあります。ですから、システムの問題というよりも、医師の対応の仕方が私は問題だと思います。そこに小児科医がいなかったからという問題ではなくて、これは外科の医師でも、内科の医師でもきちんと対応すればわかるはずです。その辺が問題だと思います。その辺は医師会の方に、じゅうぶん改善を図るように、伝えてあります。

斉藤(陽)委員

その医師の診療科目は何科を標ぼうしているかという、そういう問題よりも、今、システムという言葉が出たのですけれども、それではどういうシステム上の問題があったのかという部分について、具体的に説明願いたいと思います。

(保健)総務課長

ただいまのシステムの問題でございますけれども、夜間急病センターにつきましては、午後6時から9時まで、この時間帯につきましては、市内の小樽市医師会所属の内科、小児科系のドクターが1人、それから外科系のドクターが1人入っていただいております。その後、午後9時から翌朝7時まで、この時間帯については、大学の医局からの派遣を受ける形になっておりますので、その中で今回のような事例が発症したわけでございます。大学の医局への夜当でございますから、毎回、同じドクターが来るわけではありません。これは夜間急病センターに限らず、どこの病院でも当直医を大学の医局にお願いしている場合には、月に30日あれば、30人のドクターが来る場所もございます。その中で、ただいま所長の方から話しました対応の部分で、夜間急病センターにおいての患者に対する対応についての通達と申しますか、そういうものがじゅうぶんに伝わっていなかったものと考えております。

斉藤(陽)委員

通達が伝わっていないということなのですが、今回、具体的に見てみますと、最初、おう吐の段階で、嘔水のように激しくおう吐したということで、夜間急病センターで診てもらったと。そうしたら、様子を見てくれということで、別段聴診器も当てるふうもなく、ただ帰されたと。その後、家に帰って、ほとんど半分ぐらい血が混じっているような血便があったという時点で、同じ夜間急病センターに連絡をするのではなくて、夜間急病センターではもう診てくれないと思ったのかもしれないのですが、市内の他の病院に電話で問い合わせをしたということで、その時点でまた様子を見るようにと、同じことが繰り返されて、2回患者は、夜間急病センターにも行ったし、他の病院にも電話までかけて、夜中、1時も過ぎて、2時にもなって、そういう一生懸命何とかしようとして動いているわけです。それにもかかわらず、2回とも様子を見るようにで終わってしまったと。それで3回目に札幌の病院に行って、まだ夜が明けていないわけですが、やっと腸重積ということの診断がついたと。ですから、小樽市内で一生懸命、患者があちらの病院、こちらの病院と電話をかけているにもかかわらず、様子を見てくれ、様子を見てくれで、時間ばかりがどんどんたっていったと。こういう経過があまりにも、患者にとっては責められることではないと思うのです。ここの部分の問題点というのが、一番我々が考えなければならないのではないかと思いますけれども、この点どうでしょうか。

保健所長

今の問題を整理すると、私は二つの問題があると思うのです。最初の医者への対応が悪かった。2番目にその日、2次指定病院になっていた病院、それは12時過ぎです。そこにかけたときに、それに対応しなかったと、その二つの問題が重なっていると思うのです。その点に関しては、かなり医師会には申し入れました。医師会側もそれは驚いて、指摘しなければならぬ。ですから、こういう表現が妥当かどうか、私はわかりませんが、確率的にゼロにはできないのです。人間もいいのもいれば悪いのもいる。いろいろありますから、ですから全部を完全的にで

きない。しかし、1年に1例でもこういった件数を減らすような努力は我々はしなければならないと思っていますので、確かに今の例は、これはどこに持っていても、どんな医師が聞いても、それはおかしいですという例だと思えます。

斉藤(陽)委員

それで、これからの対応策ということになるわけですが、対応策として、こういう事件、事故といいますか、こういうケースがなくなるように、ゼロにはできないということだったのですけれども、ゼロにしたいわけです。今、夜間急病センターについて考えると、小児科専門の医師は常駐していないということで、必ずしも専門の小児科医でなくても診れるということであれば、けっきょくは医師の質といいますか、レベルの問題になってくると思うのです。そういうある程度のベテランの医師を配置をするという、そういった可能性については、どうなのでしょう。

保健所長

はっきり言いますと、ベテランだといいい診療するかどうかというのは難しいです。若い医師でも熱心な医師はやはり対応します。ですから、今の夜間急病センターで必要なのは、子どもを見たときに、わからなければ、小児科専門医にすぐ連絡をするようにする。そういう体制にはなっているはずなのです。それは今回もそういったことは医師会にも伝えてありますし、医師会もそういうふうに対応しています。ですから、いい医師をというのは、これまた非常に難しいですね。人間なので、どれがいいのか悪いのかわかりません。医師も同じです。ですから、きちんとそこでわからなければ、やはり専門医に連絡をする。そういう責任体制をはっきりさせるべきだと思います。一応、そういう対策は、今いろいろ出ておりますけれども。

斉藤(陽)委員

責任体制ということで、専門医であろうがなかろうが、きちんと対処をするやり方を間違えなということだと思うのですけれども、夜9時から翌朝7時までの間、大学の医局から派遣されている医師が当直といいますか、診療に当たっているということなのですが、この時間帯に、医局から派遣されている若い医師だけになってしまうということではなくて、そこにある程度経験ある医師が連携をとるといいですか、そういった助けるシステムといいですか、そういったことはされていないのでしょうか。

(保健)総務課長

その時間帯に、いわゆる大学の医局以外のベテランの医師と言ったらよろしいのでしょうか、対応していただける医師をというのは、物理的にほとんど困難であると思います。これは、この4月から臨床研修医の制度が始まると、ますます困難になると思います。それは、大学病院が研修医の指導医を引上げにかかっているため、3月4日付けの朝日新聞の朝刊にも載っておりますけれども、25病院でもう引上げの通達をしております。ですから、今よりも大学の医局が人を派遣してくれる可能性は低くなります。今、そういう状態は小樽だけではなくて、全国各地そういう状況がございますので、厚生労働省の新しいシステムとして、小児救急電話相談事業という事業を今年度から、国2分の1、道2分の1の事業でございますけれども、これは全国47都道府県で実施をすることになってございます。

システムといたしましては、小児救急についての電話相談、今のような夜間急病センターがじゅうぶんでないところ、あるいはそこで受診できない、あるいはかかりつけ医がない、物理的にそこに到達できないという方々のために、全国共通のダイヤル、シャープの8000番ですけれども、そこに電話をかけていただいて、小児科の専門医の方がこれは北海道の場合ですと、北海道医師会、あるいは小児科医会等で回り番を決めていただいて、携帯電話を宅配便でそのドクターに送ることによって、毎晩その夜間の時間帯に相談を受け付ける。具体的な時間帯は、まだ明示されておりませんが、そういうシステムを構築しつつあります。全道的な形でいきますと、小樽の夜間の急病センター、確かに今の委員のお話からいきますと、じゅうぶんな体制とは言えませんが、もっとひ

どいところが非常に多いわけです。そういうところの方々からいろいろな要請がある中で、今のような電話相談のシステム、これを併用していく以外にないと考えております。

齊藤(陽)委員

それでは、医師の数、あるいは質も含めて、新たな確保が非常に困難だということになれば、デジタル時代といいますが、そういう情報化時代ですから、そういった機器を総動員してでも、そのいわゆる若い医師といいますが、経験がさほどない、いわば、未熟な医師が困ったという場合に、それをサポートするよういろいろな道具を用意するという、その目の前に医師がいなくても、ある程度専門医に連絡がつくような体制を、全国共通ダイヤル、シャープの8000番というのであれば、それを市内のローカルな地域の中で、また再活用するというか、そういうシステムを早急につくっていくべきでないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

保健所長

小児の夜間救急体制ということでは、1年前、さらに去年の秋くらいから、かなり小児科医と話しています。そして、今の委員のご指摘の部分なのですが、公的医療機関の公立病院の小児科医、夜間急病センターの医師のサポート、バックアップ体制をつくるように依頼して、そういうシステムをつくれたらつくりたいと思っています。ですから、急病センターの医師が小さな子どもに対して、本当にわからないと思う、そうなったときに、相談できるような、そういう体制を去年の秋から話を進めています。今はデジタル時代、そういう携帯電話を使った、そういった部分も今後発展すると思えますけれども、現状では小児科医がいるわけですから、それがバックアップ体制をとれるのが、現状では非常にベストかなと、私は考えております。

齊藤(陽)委員

できるだけ、早急に市内の小児科医も含めて、協力体制をつくって、一日も早くこういう今のようなケースがなくなるように、努力していただきたいと思えます。

委員長

公明党の質疑を終結し、市民クラブに移します。

大畠委員

最初に、福祉部にお伺いいたします。

身体障害者福祉費での施設について

新年度の予算で、身体障害者福祉費5億5,790万円余りを計上していますが、その中で、施設訓練の支援費ということで2億4,800万円余りが予算化されています。資料要求をいたしまして、この2億4,800万円余りが、どういう施設でどういうようにやっているのか、資料をいただきました。この資料に基づいて何点かお尋ねいたしますが、この資料の施設種別というところで、療護、更生、授産、しかし授産でも通所とあります。それで、延べ人数があります。この延べ人数の見方、そして、支援費の基準費A、B、Cのメンバーというのがあります。この施設の種別と延べ人数について、まず聞かせてください。

(福祉)社会福祉課長

提出させていただきました身体障害者福祉費の1の表の施設種別、それと延べ人数ということでございます。施設種別から申し上げますと、身体障害者療護施設が10か所、10番までございますが、どちらかといいますと、重い身体障害者の方が入所する施設ということで、その中で適切な介護なり、療護なりがなされるという施設で、入所される方にとっては、生活の場といいますか、施設そのものということになります。それから、更生施設というのがありますが、どちらかといいますと、療護施設に比べますと、少し軽い方といいますか、身体障害者の中で軽い方といいますか、療護に比べると軽い方が入っておりまして、いわゆる社会に更生するために必要な訓練等を行う施設で、ここも入所施設ですので、生活の場そのもの全体になります。授産施設というのは、社会に出まして、例

えば仕事につけるとかということで、いろいろな施設の中で、仕事を覚えるための訓練等をする。生活は入所施設ですので、寝泊まりはこの施設の中ですということでございます。それから、24番の小樽市内の施設ですけれども、授産(通所)というのがございますが、今、言いました授産施設と、内容は同じですけれども、自宅等から通いまして、そういった職業訓練等をするという施設でございます。

それから、総延べ人数ということで、1番の北広島リハビリ-48人ということになっています。これは、予算を計算するための延べ人数でやっておりますので、実際の人数は4人ということで、最終トータル924人となっております。これは12で割りますと、77ということになりますので、77の方がこの道内の26施設に入所なり、通所しているということでございます。

大島委員

これは全道の施設ですね。この中で、小樽市民がそれぞれ入所しているということですか。この中で、10番目ですね。14年度はゼロになっております。朝里ファミリア、これはどんな施設なのか、そしてまた、規模的にはどうか、その点についてはいかがですか。

(福祉)社会福祉課長

先ほど申し上げました療護施設の一つといたしますが、昨年のごろに社会福祉法人が立ち上がりまして、志成会という法人が立ち上がりました。その志成会が国の補助金もいただきまして、朝里川温泉に新築いたしました。この3月21日から供用開始ということですが、今、委員がおっしゃいましたように、支援費の計算をしている表なものですから、14年度は当然ございません。施設はございませんでしたので、比較のためにゼロとなっておりますが、この施設は50人入所をいたしまして、先ほど申し上げましたように、重度の身体障害者の方に必要な手当をするという施設でございます。この予算計上をしたときには、10人ぐらい小樽市の方が入るといった情報がございましたので、120ということで予算立てをいたしましたが、先般お聞きしましたら、50人のうち9人が小樽市の方だと聞いておまして、現実、最終的な決算は、たぶんこれより低くなるのかなと思っております。

大島委員

そうしますと、これに計上されております4,691万8,000円、これはこの50人の入所者のうち、今、述べました9人の概算ということでよろしいのですか。これは、小樽市がこのうちの程度出費をするのか、支援するのか。その点についていかがですか。

(福祉)社会福祉課長

今申し上げましたが、これは予算をつくるときの資料でございますので、そのときの情報では10人というふうに見た方がいいだろうということで、延べ人数を120としました。ただ、今言いましたように、9人ということで、現実はこちらより少ないということになりますが、このつくった時点では延べ120ということですが、いわゆる国で決めました支援費単価というのがございます。この重度身体障害の療護施設に入る方というのは障害の重い方ですので、いろいろ人員基準等も手厚くなっております。そういうわけで、国が決めた支援費基準というのは、おおむね1人月40万円から50万円ぐらいかかる施設でございますので、こういった5,138万円という数字が、支援費基準額ということで算出されます。

それから、入所している方あるいは入所している方を扶養する扶養義務者がいらっしゃった場合ですけれども、その方々の所得を見まして、定められた基準によりまして、その方から負担金というものを取ります。そして、5,100万円から負担金を差し引いた4,691万8,000円と出ておりますが、これの2分の1を国が支援費として支出いたします。市は、それと同額の2分の1、支援費の施設訓練等支援費につきましては、国と市が2分の1ずつ支出するというようになっております。

大島委員

資料の次のページなのですが、同じく知的障害者の施設についても、全道に70の施設があって、そこに小

樽市民の方が、これを見ますと455人入所していると。また、このうち今、説明がございましたけれども、国が2分の1、小樽市が2分の1ということですね。そうすると、これは前後しますけれども、今、朝里ファミリアの場合、入所希望が50人です。そうすると、あとの40人はそれぞれ出身地の自治体の負担になるのですか。例えば、本人はそこに入る。家族も小樽市に住所を移した場合には、その時点ではこの方の負担分というのは、どちらの自治体が負担するのですか。

(福祉)社会福祉課長

社会福祉施設ごとで微妙に違う部分がございますが、身体障害者療護施設に限りますと、最初に措置制度の下で、14年度まで措置制度ということだったのですが、措置するまちが小樽市だと、あるいは夕張市だというふうになりますと、その方がどこに転出しても、最初に措置した市が最後まで措置するということになっております。ただ、ほかの施設ではそういう考え方でない部分もございますが、療護施設については、今、言いました考え方になっております。ですから、住民票を小樽市に移してきても、それは措置するまちが変わるとかということは、基本的にないということでございます。

大畠委員

療護施設はそうだと。それでは、知的障害者の施設の場合はどうなのですか。

(福祉)社会福祉課長

今、言いましたのは、身体障害者療護施設のことですけれども、そのほかの施設は、一般的には住民票というよりも、そのご本人あるいは扶養する両親なり、そういう方が、例えば小樽市というまちを本拠にしていたけれども、その実態といいますか、その世帯が例えばほかのまちに行ったということになりますと、それは措置者の変更ということの要因にはなります。

大畠委員

幼児ことばの教室について

幼児ことばの教室で、何点かお尋ねします。昨日、資料もいただきまして、そしてまた、高橋委員の方からいろいろ質問がございました。たいへんいい質問をしてくれたと感謝しています。

お聞きしたいのですけれども、稲穂小の幼児ことばの教室、稲穂小の職員態勢はどのようになっているか、この点について、まず聞かせてください。

(福祉)児童家庭課長

先ほども申し上げましたが、市の機構上は、稲穂小学校の幼児ことばの教室も含めて、新たに立ち上げる子ども発達支援センターの職員になります。それで、稲穂小学校での指導を継続いたしますから、所属としてはその発達支援センターの職員が稲穂小に出向き指導をするという、簡単に上げるとそういうような形になるかと思えます。

大畠委員

8日の高橋委員の質問のときに、私も委員会に入りましたけれども、稲穂小に出向くのですか。施設整備について、説明がございましたけれども、オープン段階でまだいないだろうと。そうすると、支援センターの方から稲穂小に出向くのではなくて、私はあそこを主体にすべきだと、人員の配置についてはそう思っているのです。この点については、福祉部長、どう考えていますか。

福祉部長

基本的には、組織的に言いますと福祉部でございますので、実際の施設利用においては、稲穂小学校と、それから保護者の要望によっては、当然旧東山中学校も使うという方もいらっしゃるかと思いますが、いずれにしても稲穂小学校で使いたいということになりますと、カリキュラム等をやりながら、通学する子どもというのは、毎日ではございません。発達段階に応じて、いろいろ訓練されると、そういうカリキュラムを組みながら、時間帯に合わ

せながら、職員は向こうにベースはありますが、稲穂小学校に行って教えるということも、時にはなるというふうには思います。

大島委員

この計画が出ましてから、稲穂小の職員と協議をしているのでしょうか。私も2度、3度、職員の方といろいろ話をしました。私たちには何も知らされていない部分が非常にあります。いったいどうなるのでしょうか。私たちの声も聞いてほしいと、そういうふうに職員の方から話が出ました。この点については、職員の声といいますか、希望といいますか、この点をどのように協議をしたのか、あるいは話し合いをしたのか。この点についてはいかがですか。

(福祉) 児童家庭課長

市の職員という身分ですから、希望を聞くという言葉が適切なのか、業務について、部内で協議をするという言葉が適切なのか、ちょっとあれなのですが、当然先ほどの話とも関係しますが、それぞれの3施設が既に20年、30年とそれぞれの施設で業務してきたものをセンター化しようということでもありますので、これまでも既に五、六回、もっとかと思うのですけれども、それぞれ3施設の指導員の担当者との事務打合せ会議はっております。直近では3月4日にしております。

大島委員

3月3日にもやっていたという話をお聞きしたのです。

その前に、職員の配置などについて、こういうもので、2月18日、福祉部長交渉開催ということで、これを見て、こうなるのだと、これが職員の配置全部について書いているわけですね。私たちは、知らない。知らされていないと。これは、福祉部長と言っておりますから、事前に担当の職員に何ら説明がなく、こういうもので公表するのはいかなものかと思うのですけれども、そのことについてどうお考えですか。

(福祉) 児童家庭課長

当然、職員配置は、労働条件にかかわる部分でありますから、全体計画は、まず配置人員については組合との交渉事項にもなります。ただ、ことばの教室のことからいいますと、現在行っている業務は引き続き継続することが前提でありますから、現在配置している3名の職員については、引き続きセンターの職員という形で稲穂小での指導も含めてやるということで、部内では何度も協議をしております。

大島委員

何度も協議しているということですが、私は実際に話を聞いたというのは、そういうような状況でございます。いずれにしても、7月1日をめどに進めているわけです。いろいろな状況はあろうかと思えます。親の立場、あるいは職員の立場、また子どもたちの立場、これは資料をいただいたときには、この最後に書いてありますけれども、保護者との話し合いで要望書も出されており、当初の見込みも変更する可能性もあると、これからもあるということで、資料を受け取っております。けれども、これはまだ時間もありますし、じゅうぶん協議を続けていただきたいと思えます。

生活保護世帯のその後の状況について

最後に、保護課にお尋ねしますが、昨年のちょうど4月と5月にかけて、生活保護の相談といいますか、子どもを放棄して、生活を放棄している家庭があるということで、近所の方から相談がございまして、1回保護課の皆さんにはたいへんご足労をお願いしました。そして、また、中央児童相談所の職員も来ていただいて、その近所の方ともお礼をしたやに聞いております。その後、住所を変えまして、今まで住んでいたところから学校も変わりました。生活保護を打ち切ったと聞いておりますけれども、その後どのような状況にあるのか、聞かせてください。

(福祉) 保護課長

一たん、生活保護を廃止になったわけでございますけれども、その後いろいろな事情がありました。内縁の夫と同居するだとか、そういったこともあったのですが、現在、あまり詳しくは守秘義務に反するので申し上げられま

せんけれども、今は申請がありまして、開始になって、子どもの養育も果たしていると。当然、過去にそういう事情がありましたので、児童相談所との連携だとか、あるいは地区の民生委員との連携と、そういったところとかかわって、見守っているところでございます。

大島委員

上の子どもが、ちょうど1年前の3月に中学校を卒業された。その方が独立したように聞いておりますけれども、それにしてもそのほかに3人の子どもがいて、まだ小さいです。隣近所の方に腹減ったということで駆け込んでくるのがたびたびあったと、そういうこともございます。今、また、児童虐待の記事が後を絶ちません。今、保護課長から答弁をいただきましたが、これからもじゅうぶん関係者と連携をとりながら、今、報道されているような悲劇だけは絶対に起こさないように、地域とも学校ともじゅうぶん相談をしながら、生活をできるような方法を考えていってあげたいと、改めてお願いをいたします。いかがですか。

(福祉)保護課長

今、おっしゃったとおり、私どもも事件、事故というのは、相当新聞等で拝見していますし、絶対にそういうことが小樽市であってはならないという気持ちで、保護行政に努めているところでございますので、よりいっその努力をしていきたいというふうに思います。

委員長

それでは、市民クラブの質疑を終結し、れいめいの会に移します。

上野委員

3点ほどお伺いします。

民生委員の活動費について

まず初めに、福祉部の方に2点。

小樽市に民生委員が345人、各地区で分かれて、日ごろ民生のため、また地域のためにお世話になっております。道、国からの補助も含めて2,761万円という活動費が、各民生委員、地区の方に行っているわけでございますけれども、その内訳を聞かせてください。

(福祉)社会福祉課長

今、上野委員がおっしゃいましたように、16年度予算で2,761万円の予算を計上しております。活動費ということでございますけれども、上野委員も民生委員をやってらっしゃいまして、詳しいだろうと思いますが、具体的に数字で申し上げた方がよろしいかと思いますが、民生委員の1人当たり活動費ということで、国から5万9,100円という金額が来ております。ですから、この345人ということですので、2,000万円強が国から交付されております。ただ、今までの話合いで、福祉部で持っております民生委員の協議会という組織がございます。その組織の中で、民生委員の方々の諸活動のいろいろ事務的なことをしているわけですが、その運営費ということで、今、申し上げました2,000万円強の中から、約200万円を私どもの事務局の方にいただいて、使わせていただいているということになります。

上野委員

活動費の内訳はもう少したくさんあると思いますけれども、地区の方にそのお礼として、交付されるのですけれども、これはわかるのですが、なぜ、私が、これを、質問するかというと、私も議員になる前、31歳から50いくつまで28年ほど民生委員をやらせていただいて、たいへん疑問だなどと思っているいろいろな福祉等の会長とか、いろいろな方に疑問を投げかけたのですけれども、なかなかこれ、長い風習で改善できないということもございました。今、言ったように、活動費というのは、個人に当たるものと、地区の方に行く個人個人がそれぞれ指名を受けてやっていると、これが活動費だと思いますけれども、その地区地区によっていろいろなことが支出の面に出ております。

細かいことは申しませんが、やはりふに落ちないことができております。去年でしたか、消防団の方がある温泉に行って1泊旅行をしたと。たいへん大きな問題で新聞に載っていましたが、この民生委員の活動費を行政としても民生委員の総務会、今は会長会と言っているのですか。16地区から会長が集まっています。この活動費をきちんとしていかないと、どこかでこの問題が起きるといように私も思います。

一つ例に挙げますと、研修旅行というのがございますけれども、行った人たちは、例えば10万円、2万円使うけれども、行かない人は菓子折り一つで、それでご破算になってしまうという事例もあります。本当に、個々でどうしてもそういうところに行けない場合もございますので、特に個人に当たる活動費は、私もある地区の明細書を持っていますけれども、これは見せません。これはいろいろございますので見せませんが、そういう活動費の使い方を、慣例だからいいというのではなく、きちんとやっていきたいと思う。これは自分で本当に長く、いつも疑問に思って、私も長橋の民生委員をやりましたけれど幾らか改善されましたけれども、まだまだ改善されていないということがございますので、どうぞ民生委員の事務局が市にございますので、行政の立場で、税金からこの活動費が来ているということもありますので、使い方に対してご指導をいただければありがたいと思います。

(福祉) 社会福祉課長

民生委員の地区が16地区ございまして、それぞれ活動をしているわけですが、今、おっしゃいましたように、市としてこういうふうに使いなさいとかという、そういう命令とか、そういうことは委員もおっしゃっていないとは思いますが、確かに、活動費といたしまして、国あるいは市で上乗せをして出させていただいているということですので、そういった認識をいま一度民生委員、あるいは各地区で持っていただくということは大事なことだと思います。それから、地区によって使い方は違いますが、その地区の話合いがよくなされて、全体の民生委員の方が納得した扱い方といったことで、そういった意味の柔軟性というのはありますので、地区ごとによく話し合っていて、その支出の在り方、方法等をこれを機会に、そういった今お話がありました点は、今月も会長会がございまして、そういった議題も私の方から提起をいたしまして、検討といたしますが、議題に上げていきたいというふうに思っております。

上野委員

このことについて、こういうことが嫌でやめた民生委員も過去にいますので、私知っていますが、名前申しませんが、こういうことが民生委員がどうだと。民生委員はいいのだけれども、本当に地域で活動したいのだけれども、こういう地区の慣例に従っていくことに対しては嫌だと。特に新人の民生委員はそういうふうになって、研修を受けています。それで、自分のところに帰って、すごく矛盾を感じているというのがございまして、どうぞ市長が、この事務局長、部長もそういうかわりでございますので、どうぞきちんとこれが公明にできるような指導をしていただければと思います。答弁はよろしいです。

介護保険について

次に、代表質問、またいろいろな質問で、介護保険の要介護の問題が出ています。皆さん、ご存じのとおり介護には要支援、要介護1から5までございます。この問題でございますけれども、各施設、在宅を含めて、施設介護とかたくさんございますけれども、あくまでもこれは要介護状態が上がる方がいいことではございませんので、なるべく要介護3の方が2に下がる。そして要介護2の方が継続して2にずっと行くという、そういうのがこの介護支援の目的だと思うのです。小樽市において、私はちょっとわかりませんが、どういうふうになっているかわかりましたら、その点をお願いいたします。

(福祉) 高齢社会対策室介護保険課長

全国のは把握してございません。ただ、大きな動きというのですか、要介護の4とか5の人については、ある程度固定になっていて、そんなに動きはないと。そんなようなことで、要支援と要介護1の部分だけ資料がございまして、それで答えさせていただきます。

介護保険ができましたのが、平成12年4月ですので、その時点で小樽市内の要支援の方477名おりました。それで、その方が13年4月、要するに1年後、どのような状態になったかという部分を捕まえますと、自立、要するに、要支援よりもよくなった者はおりません。それで、要支援、その同じ状態の者が42パーセントほど、そしてあと悪化したというのですか、要介護1、要介護2、要介護3以上、そのものを合わせまして57パーセントほど、これが13年4月の状態です。その後、サンプルを477名から100件しかとっておりませんので、その後転出だとか、亡くなったというような形の部分がありますので、必ず16年4月が100ということではないのですが、ずっと4月までを追っかけて見たところ、要支援の同じ状態の者が13パーセント、かなり落ちております。それで、悪化した者が86パーセントほど。年々、年を重ねることもあるのでしょうかけれども、悪化しているのが小樽の傾向かなと。同じように、要介護1につきましては、12年4月に920人おまして、その中から100人同じようにサンプル抽出しまして調査したところ、13年4月、1年経過後ですが、この時点では要介護1ですので、要支援に改善になった者が4パーセントほど、そして同じ状態の者が53パーセント、悪化した者が42パーセントと。それで最近の16年4月、またこれも同じように全員がそれぞれ100人が全部16年4月になったわけではないのですが、同じような人を16年4月まで追跡調査したところ、要支援、改善になった者が同じく4パーセント、そして同じ状態の者、要介護1の者が38.6パーセントと1年後の部分から比べますと、15パーセントほど落ちております。要介護2以上の悪化した者が、57.1パーセントと、ここの部分につきましては、逆に15パーセント増えてきています。この要介護1につきましても、年々かなり悪化している傾向になってございます。

上野委員

これも、なぜ質問したかという、私もこういうこともやらせてもらっているのですけれども、そういう施設においては、要介護1より3を超えた方が入る方が大きいのです。ですけれども、施設の人たちが、その人を現状維持にするような支援をやっていくことが、たいへんこれは大事だと思うのです。それで、何かしたら、要介護3の方が2に下がるような、これは下がる可能性があるのです、こういう施設というのは。だから、そういうところに入れているのです。もちろん家庭で見られないというのがありますけれども、家では要介護3だったけれども、そこに入れたら2になる、1になる、そういうことをきちんと小樽市もたくさんいろいろな施設もございまして、これは道の方からの指導も入りますけれども、国の指導等も入りますけれども、この1が2、2が3になって、すごく小樽市からのお金が出て行くのです。この辺もこれから、ますます小樽市は増えると思いますので、ただお金を出すのではなくて、チェックをするということも大事なかなと、私自身も今そういうふうに感じていますので、これは私の要望でよろしいですので、たいへん忙しい中、今後こういうところにも気を配っていただければありがたいと思います。

ノロウイルスについて

それでは、最後でございまして、今朝の新聞に、ノロウイルスというのが載っていました。これも、小樽の老健施設やケアハウスのある複合施設で、おう吐や下痢などの症状を訴え、うち1人の便からノロウイルスを検出したと。10日までに全員が回復したと載っていますけれども、私もそういうことをして、このノロウイルスというのが、どういふものかもございまして、保健所長、端的にお願いします。

保健所長

はっきり言います。これはもともと大昔は集団で吐いたり、下痢、いかにも食中毒。調べても何も出なかった。これは風邪だと言われたのです。それが10年前に実は調べていくと、ウイルスが見つかったと。ウイルスによる集団の下痢と。去年までSRSV、また小型球形ウイルスと呼ばれていた。去年の6月以降はノロウイルスと言われるようになりました。本来は、ウイルスによる急性胃腸炎なのですけれども、非常に感染力が強いウイルスです。小さいウイルスでも、感染していくということで、施設内においては非常に集団発生、集団感染しやすい特徴を持っている。そして、病気自体はせいぜい2日ないし、3日で直りますから、そういう非常に重症な胃腸炎ではない

です。

上野委員

こういう事例が起きたことは確かでございますので、今、集団感染が多いということでございますので、これも小樽のいろいろな施設関係、又は特にこれに対して新聞に載ったからわかったのではなくて、できるならば、こういうことを各部署で啓発するとか、こういうふうにしなさいとか、これは大切だなと思っておりますので、これをやっていただくのありがたいと思っておりますので、これも要望でございます。

保健所長

今の非常にいいお話ですけれども、昨日、それから今日、各施設へは、こういう事例が発生しているからと、啓発の形で出しています。去年の12月から道内で物すごく多くて、施設内で多いのです。これは食中毒とは違います。保健所にはなかなか届け出てこないの、実際にはもっとあるのではないかなということで、そういう啓発の文書は出しております。

委員長

れいめいの会の質疑を終結いたします。

先ほどの件について、環境部長。

北しりべし廃棄物処理広域連合予算について(再)

環境部長

先ほどの北野委員のご質問に対する的確な答弁でなかったということで、改めて答弁をさせていただきたいと思っております。

それでは、適正競争、適正価格という部分についてでございますけれども、昨年10月の広域連合議会で答弁した内容については、これは14年度から焼却炉自体の需要が減って競争が激化し、適正な価格競争の時代に入ったというような発言をしたものでありまして、2,000万円台が適正価格というような表現はしていないということで聞いております。

それから、焼却炉のトン当たり4,900万円の見積りでございますけれども、廃棄物処理施設整備事業計画書の事業費の算定に当たりましては、環境省からの入札状況などにかかわる調査結果で、複数のプラントメーカーからの見積書を勘案しながら算定することで勧めておりまして、この点に基づきまして、プラントメーカー7社から見積書を徴し、これを算定して事業費に計上したものと聞いております。

それから3点目でございますけれども、先ほど全国都市清掃会議から地元業者にプラント一括発注という話の趣旨でございましたけれども、全国都市清掃会議が地元業者に一括発注を話したと言っておりますけれども、これは地元業者の方々にお集まりいただいたときに、たまたま全国都市清掃会議の担当課長が、違う用件で来樽しておりましたので、発注方法について全国的な事例を承知している全国都市清掃会議と、性能発注方式の内容をプラント一括発注の場合とか、あるいは性能発注の内容について、一般的な話をしたもので、プラント一括発注に決めつけるような発言はしていないとのことであります。

なお、発注方式の特定は、あくまでも広域連合がいろいろな事例を参考に最も適した方法を決定するような形になります。

北野委員

一つは価格の問題ですけれども、それから答弁が落ちているのがありますね。最初に、三菱重工が受注した釧路広域連合の落札後、事業に着手できていないことについて調べるとということについては答弁がないです。

環境部長

申しわけありません。今のこれについてのことは、話を伺っています。2月18日に広域連合が三菱重工業から話

を聞いてございまして、まず初めに、工事がまだ着工されていない理由につきましては、入札時期がおくれ、契約が10月になっているということでもあります。それから、釧路広域連合に提出した工程表でも、4月に実質着工すると。したがって、現在は実施設計をしているということでございます。

それから、工期の変更、施設規模の縮小などの計画変更の部分につきましては、そのような事実は一切ないと。

また、三菱重工は当社は責任を持って工期までに工事を完成させるというふうにおっしゃってありました。

また、地元企業、今度はゼネコンも引き受けできないダンピングがあるという、この指摘に対しましては、三菱重工業としては、どの発注額も少ない状況にある。また、ガス化熔融炉はストーカ炉が市内に30社程度あり、たいへん競争が厳しい、こういうことでの価格ということでした。

それから、釧路広域連合での応札については、2位、3位についても、必ずしも三菱重工業との差がない状況だと。

それから、地元企業の今後の参画ということになりますけれども、価格面で厳しい面があると思うが、現段階では土建関係での地元企業からの引き合いもあり、話し合いを進めている。こういったことで、事業が計画どおりにきちんと進めていけるだろうという、そういう認識が三菱重工業から示されています。

北野委員

最後の話なのですが、冬に向かって着工だから、4月以降、実際の仕事がうんぬんというお話なのですが、これはおかしいのではないですか。小樽市の入っている広域連合だって、今年の秋、着工になっているのですよ。釧路より雪の多い地域です。だから、三菱重工のそういう弁明というか、言い分に対して北しりべし廃棄物処理広域連合が、ただ、はい、はいと聞いていたのかい。変な話ですね。

それから、工期は10月20何日からなのですよ、釧路広域連合は。しかし、小樽市の入っている北しりべし廃棄物処理広域連合であっても、受注して、そして実施設計をやって、工事にかかるのが秋口なのですよ。4月に入札やって、そして5月に広域連合の臨時会で請負契約を決め、それから実施設計に入って、着工が秋口でしょう。しかし、秋だからということで、土木建築の方については、基礎工事ということになっているのです。そういう常識的な日程に照らせば、今の部長の答弁、説明した釧路広域連合の三菱重工の話を、はい、はいと聞いている方がおかしいのではないかと、私は素人なりに思います。納得いきません。北しりべし廃棄物処理広域連合も同じことになるのではないかと。

環境部長

広域連合につきましては、委員からお話がありましたとおりに、4月に入札をして、5月の臨時会で工事請負契約にかかる議決をもらうということですが、釧路広域連合の場合は、これは工期が、工事の入札については9月の末、契約が実施されたのは10月ですから、北しりべし廃棄物処理広域連合と比較しまして、半年はずれ込んでいるだろうというふうに思っています。そういった意味では、実施設計に、それだけの期間を有するというので、私どもは話しを聞いています。

北野委員

それと、地元業者うんぬんの話ですけれども、私は小樽の業者が必ずしも価格について適正に私どもに説明しているとは思いませんよ。しかし、皆さん方もさまざまな部署を異動しておられるから、契約にかかわることについては、契約管財課でなくてもある程度承知していると思うのです。その点で、まず、通常は予定価格の80パーセントから85パーセントで常識的には落札ということになっているのです。ところが、大島委員やその他の委員が指摘しているように、落札率はもう100パーセントに近いということなのです。そういうことが、今、問題になっているのです。しかし、実際に私どもが指摘したように、仮に、一括発注なら一括発注にして、請け負った場合、焼却炉、それから焼却炉を中心にして、基礎工事や上物、外構工事、焼却炉以外のものは、およそ30パーセントから33パーセントと言われているのです。これはどの業者に聞いても同じですし、プラントメーカーに電話で聞き取りしても、

同じ回答です。

そう言っているながら、予定価格の半分近くで落札して、同じ比率で出したら、地元業者は引き受けられないと言っているのはわかっていたはずだと思うのです。そんなことは推察すればすぐわかるのです。算数の領域ですから。それで、地元業者は見積合せというのですか、聞いたときに全然話にならないと言って、だれも応じないのですよ。そして、ゼネコンを中心に1回目の見積合せをやったけれども、その差が三菱重工は10数億円です。一番安い建物、上物の仕事ですよ。これは見積りを出していただいたら、10億円の差があるのです。24億円だと、ゼネコンが出してきたのは、10億円の差があるのですよ。

こういうときに、今、部長が言うように、三菱重工が地元の土建業者が引き合いがうんぬんなんて言っていたって、これは合わないということですから、これはやはりそういう価格で引き受けたら、ああいう大きい世界に有する大企業ですから、見返りをお土産にして、しゃにむにメンツをかけてもやるというのは、ありうることです。だから、そういう業界の話になっている常識的なことを踏まえれば、今の話というのは、はい、はいと聞いてくる方がおかしいということが、一つ指摘としてあります。

それから、もう一つは、適正価格競争に入っているということであって、適正価格とは言っていないです。それはそのとおりです。私はそのことは先ほど五十嵐主幹とのやりとりで、正確に認めていますよ。しかし、考えてもみてください。少し前までは三菱重工を含むすべてのメーカーが、トン当たり2,000万円台で落札しているのですよ。それが、なぜ北しりべし廃棄物処理広域連合の予算が2倍以上にはね上がって、今日ここに3億1,000万円以上として提案されているのかというのは、やはり疑問ではないですか。だから、そういうことに関して、適正価格の言葉の意味だとか、適正な価格競争に入っていることとの違いを、いくら言っても、この本質的な疑問は解けないのですよ。

予算を組んだのは、市長が責任者の北しりべし廃棄物処理広域連合ですよ。それを6市町村の案分で、今、小樽市が3億1,000万円余りの予算を出してきたと。これは3か年計画の2割の負担分ですよ。来年度、再来年度は4割、4割なので。だから、こんな予算を提案すること自体が、私は納得いかないのです。だから、メーカーもいろいろ資料を出して、そしてそのメーカーの出された価格を基にしておやりになったというけれども、そういうことについて、見積仕様書をもって価格が入っているのだから、七つのメーカーに対してなぜそういう疑問もたださないのか。その上で、予算を出したとは私には思われませんね、こういう疑問があります。

それから、発注方式についてはいろいろありますが、それで疑問がいろいろあるけれども、北しりべし廃棄物処理広域連合ですから、またワンクッション置くようになるわけですね。だから、委員長にお願いがあるのですけれども、ここの議会で取り上げるかどうかという問題については、北しりべし廃棄物処理広域連合議会が立ち上がるときに、その議会での発言は10分程度にしてくれという提案があったのです。とてもこの大事な問題を110分程度で済ませるわけにはいかないという話合いの中で、小樽市議会でも議論できるからということが条件で、私どもは納得したのです。了解したのです。だから、10分程度の話で極められないものがいっぱい出るのが当然なのです。だから、ここの小樽市議会で、広域連合と一体となって予算が提案されると。これからも引き続きそうなので、そういうときに、議会に納得のいくような答弁を、窓口の環境部がきちんとできるというのでなかったら、同じことが3か年続くことになりまますから、そういうことは避けていただきたいのです。

それで、お願いなのですが、この問題は、私が、今指摘した疑問がありますから、もう一回休憩して答弁を待つというふうにはならないから、個別でいいですから、予算特別委員会開催中に私の方に納得のいく答弁を寄せていただきたい。それができないというのだったら、休憩して答弁を待ちますから、委員長の判断もあわせてお答えください。

環境部長

3点にわたりまして、ご指摘がございました。

確かに、広域連合の立場あるいは市の立場ということがあり、私どもも理解できない部分もあるかと思います。そういった意味ではこの事業を、どんな形になるにしろ、適正に行われるよう、我々としてもじゅうぶん肝に銘じて進めてまいりたいというふうに思っております。

それから、2点目の方は、予算額が非常に疑問があるということですが、私どもが、これについてごみの焼却炉のすべて細かい部分まで設計できればいいわけですが、しかし、これについては、どうしてもプラントメーカーの技術的なノウハウといった中で、どうしてもそういったものを基につくっていかねばならない、そういう状況にあります。確かに他都市において、非常に安い価格で落ちた。だからといって、その価格がそのまま、小樽市に当てはまるのかどうか。あるいはまたそういった試算だけでも、まだ算定はできないということで、環境省から出ています全国的な価格体系とか、あるいは7社のプラントメーカーの価格といったものを参考にしながら、今回こういう予算額で算定したものだと思っております。

また、今の小樽市としての私の答弁で納得できないというところがあれば、北野委員がおっしゃいましたように、また、委員会中に広域連合についての説明は私どもでしていきたいということです。

北野委員

今の話はそういう方向だから、私はこの予算特別委員会中に、私の提起した三つの疑問について、再度説明いただけるのであれば、今日のところは質問はある程度切っておきます。

ただし、市長の政治姿勢にもかかわる問題なのです。私どもが広域連合の議会で早くから、20年、30年に1回の大事業だから、地元の業者が何とか多額でなくても、わずかでもいいから仕事を欲しいという願いがあるから、それを実現してくれと、こう言ったら、地元業者を入れれば高くなると。この競争の激しい時代に、今、できるだけ安くやった方がいいのだと、こういうふうに言って開き直っていたのですよ。それがふたを開けたら何ですか。4,900万円で、全然、言っていることとやっていることが逆さまでしょう。こういう根本的な政治姿勢にかかわるあなた方のやり方だから、おかしいという疑問を議会の側から出しておかないとならないから私は言っているわけですから、こういう疑問も解消できる、そういう説明を求めて、とりあえず私はこのことについては終わります。

委員長

以上をもって本日の質疑を終結し、散会いたします。